

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第3号）

平成26年9月19日（金）午前9時開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項
 - (1) 平成25年度板倉町一般会計決算及び特別会計決算について
 1. 環境水道課
環境係 / 上下水道係
 - ①決算説明
 - ②質疑
 2. 会 計 課
会計係
 - ①決算説明
 - ②質疑
 3. 健康介護課
介護高齢係 / 保険医療係 / 健康推進係
 - ①決算説明
 - ②質疑
 - (2) その他
 - ・事務事業評価審査報告書の確認について
4. 閉 会

○出席委員（11名）

委員長	荻野美友君	副委員長	今村好市君
委員	荒井英世君	委員	川野辺達也君
委員	延山宗一君	委員	小森谷幸雄君
委員	黒野一郎君	委員	市川初江さん
委員	青木秀夫君	委員	秋山豊子さん
委員	野中嘉之君		

○欠席委員（1名）

委員 森田義昭君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	栗 原	実 君
環境水道課長	荻 野 恭 司	君
環 境 係 長	星 野 一 男	君
上下水道係長	福 知 光 徳	君
会 計 課 長	山 口 秀 雄	君
兼 会 計 係 長		
健康介護課長	落 合	均 君
介護高齢係長	小 野 寺 雅 明	君
保険医療係長	高 橋 徳 男	君
健康推進係長	松 村 愛 子	さん

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 岸 光 男
庶務議事係長	伊 藤 泰 年

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○事務局長(根岸光男君) それでは、ただいまより予算決算常任委員会を開会させていただきます。
荻野委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長(荻野美友君) おはようございます。

本日は、本委員会の3日目となります。本日は、環境水道課、会計課、健康介護課の決算について審査を行います。

○認定第1号 平成25年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成25年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成25年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成25年度板倉町下水道事業会計決算認定について

○委員長(荻野美友君) 早速ではありますが、最初に環境水道課関係から行いますので、説明をお願いいたします。

○環境水道課長(荻野恭司君) おはようございます。大変お世話になります。環境水道課の荻野です。
初めに、私の……

[「手を挙げて。指名を受けてから」と言う人あり]

○委員長(荻野美友君) 荻野課長。

○環境水道課長(荻野恭司君) 改めまして、おはようございます。大変にお世話になります。環境水道課の荻野でございます。

初めに、私のほうから係別に主な事業につきまして歳入を中心に概略を説明申し上げます。詳細につきましては、各担当係長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

環境水道課につきましては、環境係と上下水道係の2つの係が配置されております。まず、環境係ですけれども、環境保全、一般廃棄物の処理、犬の登録、公害、ごみの減量化等の業務を行っております。また、上下水道係のほうでは、ライフラインであります水道水の供給及び板倉ニュータウンを区域といたしました下水道事業、加えて合併処理浄化槽の助成金交付業務等を行っております。

決算書における概要を申し上げます。決算書の22、23ページをお願いいたします。歳入になります。まず、13款使用料及び手数料の2項手数料、2目の衛生手数料では、収入済額が2,667万1,400円。これは、第1節畜犬登録注射手数料、畜犬登録とか狂犬病の予防注射の手数料となります。次の2節清掃手数料ですけれども、こちらは指定ごみの売り払い手数料並びに町内の事業系ごみ処理手数料、そして一般家庭から出されず粗大ごみの収集運搬手数料となります。

次に、32、33ページをお願いいたします。第15款県支出金、3項県委託金、1目総務費県委託金、2節の環境保全費委託金では、収入済額が8万1,606円。こちらは、県から環境保全地域に指定されております行人沼及び雷電神社の清掃に係る県からの委託金でございます。

続きまして、42、43ページをお願いいたします。20款5項3目、こちらの右側、備考欄をちょっとごらんいただきたいのですが、中ほどよりも少し上になります。固形燃料売り上げ代、資源化センターのRDF関係となりますが、229万8,450円。続いて、緑の少年団運営費助成金並びに許可書代及び従業員証代の収入済額、こちらが8万円並びに2万5,600円となっております。次の資源ごみ売り上げ代、こちらが208万7,361円となっております。

次に、上下水道課について申し上げます。まず、一般会計分といたしまして、少し戻っていただきますが、24、25ページをお願いいたします。第14款2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、2節環境衛生費補助金では、収入済額528万5,000円。こちらにつきましては、浄化槽設置整備事業費交付金でございます。

続きまして、30、31ページをお願いいたします。3目の衛生費県補助金、2節環境衛生費補助金では、収入済額745万円。こちらは、浄化槽設置整備事業に係ります県補助金となっております。

続きまして、下水道事業特別会計について申し上げます。決算書後方の緑色でくくられております見出しの後ろから2つ目になります。下水道事業特別会計、2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入になります。1款使用料及び手数料及び4款繰入金、5款繰越金が主となっております。歳入合計欄の収入済額をごらんいただきたいのですが、1億8,859万3,639円でございます。表記されておられませんけれども、前年度比で比較しますと744万円、率で3.8%ほどの減額となっております。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。決算書の一番最後の事業となります。まず、2ページ、3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出になります。こちらは一般会計同様に消費税を含む表記となっておりますが、水道会計では会計制度上消費税を除いて一般的には計算しております。そういうことで、大変申しわけないのですが、18、19ページをお開きいただきたいと思います。収益費用明細書となります。こちらは消費税を含んでおりません。まず、18ページの収益でございますけれども、1款水道事業収益が3億769万1,262円でございます。前年度比で比較しますと、333万円、率で1%ほど減額となっております。

続きまして、隣、19ページの費用ですけれども、1款水道事業費用が3億703万9,493円となっております。こちら前年度と比べますと348万円、率で1.2%ほど減額となっております。なお、左側の収益から右側の費用、これを比べますと今年度は収益のほうが多く、計算しますと65万1,769円純利益となっております。

次に、4ページ、5ページにお戻りいただきたいと思います。資本的収入及び支出になります。こちらは消費税を含んだ表記となっております。まず、収入の第1款資本的収入、これの決算額を見ていただきたいと思います。3,971万4,900円。内容といたしましては、老朽管更新工事等に係る企業債、それと一般会計からの負担金となっております。

続きまして、下段の支出をごらんください。第1款資本的支出、こちらの決算額が1億1,835万448円でございます。内容は、第1項建設改良費、第2項企業債償還金でございます。

下側の欄外をごらんください。「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,863万5,548円は、当年度分消費税及び地方消費税」云々と表記されておりますが、過年度分損益勘定留保資金など水道会計上の専門用語がありまして、大変わかりづらい形となっております。こちらは不足額に充当しました内部留保資金の内訳が表記されていますので、こちらにつきましては資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,863万5,548円は内部留保資金で補填しましたという内容となります。

以上、雑駁ではございますけれども、私からの概要の説明とさせていただきます。

続きまして、係ごとに説明させていただきますが、引き続きよろしいでしょうか。

○委員長（荻野美友君） いいですよ。

では、星野環境係長。

○環境係長（星野一男君） では、引き続き環境係のほうの説明いたします。環境課環境係の星野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

歳入につきましては、先ほど課長より説明がありましたので、歳出につきまして説明させていただきます。

初めに、64ページ、65ページを見開きでお願いいたします。2款1項14目の環境保全費でございます。65ページの下段になりますが、一般経費で決算額が14万111円でございます。毎年4月に行われます渡良瀬クリーン作戦でございます。25年度につきましては、参加団体21団体、参加人数158人でございます。

次に、66ページ、67ページを見開きでお願いいたします。緑地・自然環境保全地域清掃事業でございますけれども、決算額が8万1,606円でございます。先ほど収入のほうで課長のほうより説明がありました県より委託されております雷電神社と行人沼の清掃委託でございます。

次に、河川湖沼水質検査事業でございますけれども、決算額が8万640円でございます。11節の需用費でございますが、消耗品等でございます。13節の水質検査委託料でございますが、湖沼水質検査、年2回の4カ所の検査をいたしました。それと、工場排水水質分析検査、年1回で4カ所の検査を実施いたしました。その他河川水質検査を谷田川の藤之木橋、斗合田橋、板倉川の伊奈良橋、昭和橋と年4回検査のほうを実施しております。こちらにつきましては、職員のほうが対応しておりますので、費用のほうはかかっておりません。

続きまして、次に地球温暖化対策事業でございますけれども、決算額が11万6,443円でございます。こちらにつきましては、役場の庁舎及び出先機関への地球温暖化に伴いますグリーン作戦の設置のための消耗品となっております。

次に、67ページの下段になりますけれども、2款1項15目のふるさとづくり費についてご説明いたします。住宅用太陽光発電システムの設置補助事業で、決算額が667万1,000円でございます。住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金でございます。22年度より新規事業として実施しております。25年度につきましては、70件の申請がありまして、全件とも補助対象となって補助を行いました。

次に、100ページ、101ページを見開きでお願いします。4款1項3目の環境衛生費について説明いたします。101ページの下段になりますけれども、犬の登録、狂犬病予防注射実施事業でございます。決算額が33万5,289円でございます。1,515頭の登録及び972頭の狂犬病予防注射を実施しております。

次に、104ページ、105ページを見開きでお願いいたします。4款2項1目の清掃総務費について説明いたします。105ページの上段の二重丸の2つ目になりますけれども、ごみステーションの管理と集団回収事業でございます。決算額が245万870円でございます。主に19節の資源ごみの集団回収補助金でございます。決算額が103万7,400円でございます。内訳といたしますと、行政区や地域の子供会、または長寿会の方々にごみを集団回収していただいたことに対する補助金でございます。25年度につきましては、30団体、59回のご協力をいただいております。

次に、ごみステーションの管理運営補助金でございます。決算額が116万9,900円でございます。4月30日現在の世帯数掛ける100円足す均等割2,000円で、208カ所分のステーションに対する補助をしております。

次に、その下の段になりますけれども、循環処理費について説明いたします。資源化センターの管理運営事業でございます。決算額が5,556万184円でございます。11節の需用費でございますけれども、1,319万7,296円でございます。主に消耗品と燃料費でございます。消耗品につきましては、112万200円でございます。内訳としますと主に薬剤費でございます。堆肥製造に必要なおが粉の購入を48トン、固形燃料に必要な消石灰の購入を12トン行いました。

次に、燃料代でございますけれども、主にごみの乾燥のための灯油代でございます。決算額が1,192万5,107円でございます。その他ガス代、軽油代、オイル代等も含まれております。

続いて、13節委託料でございますけれども、清掃管理委託料、決算額が14万8,659円でございます。資源化センター内のワックス清掃でございます。

続きまして、セキュリティーシステム委託料、決算額が50万4,000円でございます。24年度5年契約の5年目が終わりました。25年度からまた5年契約の1年目となっております。

続きまして、施設点検委託料としまして、決算額が287万8,821円でございます。内訳としますと、電気保安業務委託、クレーン年次点検、固形燃料化施設、堆肥化施設年次点検、その他消防設備等の点検、浄化槽保守点検などがございます。

続きまして、操業委託料、決算額が2,835万円でございます。これにつきましては、板倉町資源化センターの業務委託でございます。昨年度比25万2,000円の減でございます。これにつきましては、操業以来同額の契約であったため、委託業者と協議の上、減額のほうさせていただきました。

続きまして、RDF運搬委託料、決算額が575万1,900円でございます。

続いて、環境分析委託、決算額が115万2,000円でございます。環境分析委託につきましては、資源化センター内の悪臭調査、ごみの組成分析、固形燃料の分析、堆肥の分析、排ガス調査、水道水調査、生ごみの汚水放射能測定の7項目について検査のほうをいたしております。

続きまして、ネズミ駆除委託料でございますけれども、決算額が14万1,750円でございます。年6回実施のほうをしております。

続きまして、活性炭交換作業委託料でございますけれども、決算額が274万8,900円でございます。資源化センター内に3カ所、A、B、Cと活性炭があるわけなのですけれども、25年度につきましてはAのほうの活性炭を交換でございます。

次に、下段でございます。資源ごみ処理委託料でございます。決算額が1,659万2,525円でございます。前年比32万1,505円の減となっております。前年比の要因としますと、24年度より資源ごみの完全な有価物としての買い取り業者の選定及び販売ルートの確立を検討したため、前々年比にしますと222万541円の減額となっております。

続きまして、13節剪定枝、竹等の処理委託料でございます。決算額が297万7,961円でございます。約77トンの剪定枝、竹等を処理しております。内訳としますと、前年度21トンに対して25年度77トンの処理をしております。

続きまして、一般家庭の排出危険物処理委託料でございますが、決算額が697万2,840円でございます。約71トンの処理をいたしております。

続きまして、廃乾電池、廃バッテリー運搬及び処分委託料でございますが、決算額が27万6,833円ござい

ます。約3.9トンの処理をいたしております。

続きまして、資源ごみ処理委託料でございますが、決算額は79万4,670円でございますが、前年比261万6,279円の減でございます。約3.4トンの処理をしております。これにつきまして、先ほどに申し上げました減額と重複するところあるのですけれども、25年度につきましては雑紙だけがどうしても有価物として販売ができなかったということでの支出になります。

続きまして、特定分別基準適合物商品化業務委託料でございますが、決算額は7万8,260円でございます。約14トンの処理をしております。

続きまして、缶・瓶類資源化再生利用処理委託料でございますが、決算額が549万1,961円でございます。約200トンの再生利用処理委託をしております。

次に、粗大ごみ処理事業でございますけれども、決算額が681万125円でございます。約100トンの粗大ごみを処理しております。

次に、13節の可燃性粗大ごみ処理委託料としまして、主に布団、家具類の処理費でございます。適正処理困難物処理委託料としまして、約5.9トンの処理をしております。主にスキー板、ゴルフバッグと旅行バッグ等の処理費でございます。

続きまして、不法投棄廃棄物処理委託料としまして、混合廃棄物4.8トン、不法投棄されたタイヤ256本の処理費でございます。

次に、一般廃棄物収集運搬事業でございますけれども、決算額が2,500万円でございます。一般家庭からステーションへ搬出されます生ごみ、可燃ごみ、瓶、缶、危険物の収集運搬委託でございます。これにつきましては、町の一般廃棄物処理計画により、生ごみ、可燃ごみ207日間、不燃、資源ごみ48日間の委託でございます。

次に、最終処分処理事業でございますが、決算額899万6,700円でございます。内訳としまして、一般廃棄物残渣処分委託でございますが、瓶、缶、危険物の残渣約112トンを処理しております。生ごみ処理処分委託料でございますけれども、約28.9トンの処理をしております。

続きまして、資源化センターRDF残渣委託料でございますけれども、約25トンの処理をしております。

次に、ごみ指定袋事業でございますが、決算額が962万7,419円でございます。11節の需用費、消耗品費としまして、指定袋のほう61万5,000枚購入しております。決算額が770万4,899円でございます。

次に、12節の役務費でございますけれども、役務費、手数料でございますが、ごみ袋取り扱い販売店への販売手数料でございますが、現在約40店ございます販売店に対して1枚当たり3円の手数料を支払っております。

次に、資源化センター改修事業でございます。決算額が4,838万2,188円でございます。前年比2,205万1,071円の増となっております。増額の一番の要因としまして、制御盤の更新、修繕でございます。中央制御室で使用していましたがコントローラー、PLCというものののですけれども、生産が中止となったために新型のコントローラーの更新でございます。その他主なものにつきましては、固形燃料化施設の成形機ナンバー2の、これにつきましてははもともと予定していなかった工事ですが、緊急修繕、それと固形燃料化施設成形機ナンバー1、ナンバー3、減速機修繕及び本体オーバーホールということで、こちらと固形燃料化施設の1次破砕機緊急整備刃がえ修繕ということで、緊急とつきますものにつきましてははもともと計画していな

かったものに対しての修繕となります。また、この緊急修繕につきましては、ごみクレーンワイヤー緊急交換修繕、その他に緊急修繕が5カ所ございました。その他もろもろの修繕でございます。

次に、中段になりますが、3目のし尿処理費についてご説明いたします。し尿及び浄化槽汚泥広域処理事業でございます。決算額が6,238万9,000円でございます。館林衛生施設組合への負担金でございます。

次に、130ページ、131ページを見開きでお願いいたします。8款4項2目の公園費について説明いたします。131ページの上段になりますけれども、緑化推進事業でございます。決算額が38万589円でございます。前年比13万1,186円の減となっておりますけれども、これにつきましては県等の指導もありまして、行政区への防除薬の配布をとりやめたための減額でございます。11節の需用費につきましては、消耗品費、防除薬の購入。これにつきましては、公共施設等で使う防除薬の購入、それと機械の修繕費となっております。19節緑の少年団運営費補助金の交付を行っております。町内の小学校4校、3万円で12万円でございます。

以上、雑駁な説明でございますが、決算説明にかえさせていただきます。

○委員長（荻野美友君） 福知上下水道係長。

○上下水道係長（福知光徳君） お世話になります。上下水道系の福知と申します。上下水道係につきましても、歳出を中心に概要を説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、一般会計からになりますが、決算書の100ページをお願いいたします。第4款1項3目環境衛生費になります。備考欄の下から2番目の二重丸のところの事業でございますが、合併浄化槽設置費補助事業でございます。支出済額につきましては、1,779万9,250円でございます。主なものといたしまして、19節負担金補助及び交付金の合併処理浄化槽設置費補助金、1,637万4,000円でございます。これにつきましては、合併処理浄化槽を設置された方からの申請が70基ございまして、その分の補助金でございます。そのうち28基に対しまして、その1行下でございますが、合併処理浄化槽転換費補助金といたしまして140万円を交付いたしております。これにつきましては、単独浄化槽、またはくみ取り槽からの転換、撤去等をする場合に1基当たり5万円を加算するものでございます。

続きまして、103ページをお願いいたします。103ページの備考欄の上から2番目の二重丸の事業でございますが、浄化槽エコ補助金事業になります。こちらにつきましても、19節のほうをお願いいたします。浄化槽エコ補助金280万円でございます。こちらにつきましては、転換、撤去等の場合に1基当たり10万円を交付するというものでございます。

続きまして、下水道事業特別会計について申し上げます。決算書の緑色の見出しの後ろから2番目のところになります。まず、2ページ、3ページをお願いいたします。こちら歳入でございますが、先ほど課長のほうから合計額、歳入合計を説明していただきましたので、主なものにつきまして収入済額について説明させていただきます。1款使用料及び手数料、1項使用料の収入済額でございますが、4,903万8,675円でございます。こちら前年度と比較いたしまして、152万6,000円程度の増となっております。

続きまして、4款繰入金、1項他会計繰入金でございます。1億2,000万4,000円でございます。こちらにつきましても、前年度と比較いたしまして1,425万円程度の減額ということになりました。

続きまして、5款繰越金の1項繰越金でございます。収入済額1,935万4,353円でございます。こちらにつきましても、前年度と比較いたしまして558万円程度の増となりました。

6款諸収入、2項雑入でございます。こちら収入済額18万5,508円でございますが、主に平成25年度分の東

京電力の賠償金でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。こちら歳出の部になります。1款下水道費、1項公共下水道費、支出済額でございます、7,280万6,672円でございます。

続きまして、2款公債費、1項公債費でございます。支出済額1億124万168円でございます。

歳入の総額、欄外でございますが、歳入総額といたしまして、1億8,859万3,639円。こちら前年度と比較いたしまして、744万円程度の減額となりました。歳出総額1億7,404万6,840円でございます。こちらにつきましては、前年度と比較いたしまして、264万円程度の減額となりました。歳入歳出差引残額でございますが、1,454万6,799円となりまして、昨年度と比較いたしまして480万円程度の減額という形になりました。実質収支額といたしまして、先ほどと同額の1,454万6,799円でございますが、こちらは次年度に繰り越しをさせていただきます。

続きまして、今申し上げました歳出について、主な内容についてもう少し詳しく説明させていただきますので、10ページをお願いいたします。1款下水道費でございます。支出済額7,280万6,672円でございます。前年度と比較いたしまして、364万円程度の増額となりました。こちらに主な増額の内容といたしましては、1目下水道総務費の中では、13節の下水道全体計画見直し業務委託料がございますが、こちらは25年度単年度のものでございまして、325万5,000円の支出となりました。この分が増額となっております。これが主な要因となっている形になります。

続きまして、4目水質浄化センター費でございます。支出済額4,415万6,270円でございます。こちらにつきましては、前年度と比較いたしまして158万円程度の増額となっております。主な増額の要因といたしましては、備考欄でございますが、11節の需用費のうち光熱水費のほうが910万972円の支出となっておりますが、前年度と比較いたしまして96万円程度の増額となっております。こちらにつきましては、電気使用料がちょっと増えたという形になっております。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。13節の委託料でございます。支出済額が3,253万5,456円でございます。こちら前年度と比較いたしまして、16万9,000円程度の増額となっております。主な委託料の増額の要因といたしましては、備考欄の13節の下から3行目でございますが、汚泥処理業務委託料359万2,866円でございます。こちら汚泥処理量につきまして7トンほど前年度と比較いたしまして増量いたしましたので、その分が増額となっております。その他18節でございますが、下水道の管渠の確認のための調査用カメラというものを上から延ばして中を確認できるカメラを購入いたしまして、そちらが46万5,675円という金額でございました。

続きまして、2款公債費でございます。1目元金でございますが、支出済額7,287万8,386円でございます。こちらにつきましては、前年度と比較いたしまして444万円程度の減額となりました。

続きまして、2目利子でございますが、こちら支出済額2,836万1,782円でございます。こちらにつきましても、前年度と比較いたしまして183万円程度の減額となりました。こちらにつきましては、償還のほうが一クを超えまして、その分の減額という形になっております。

続きまして、水道事業会計についてご説明をさせていただきます。緑色の紙の一番最後になります。まず、こちら2ページ、3ページをお願いいたします。こちら決算報告書の収入の部でございますが、こちらは予算に対する決算ということでございますので、消費税を含んだ金額となっております。

1 款水道事業収益につきましては、3 億2,271万2,578円の決算額でございました。その内訳といたしまして、第1 項営業収益の決算額といたしまして、3 億2,119万6,335円でございます。第2 項営業外収益の決算額が151万6,243円でございます。特別利益については、決算額ございませんでした。

続きまして、支出の部でございます。第1 款水道事業費用、決算額でございますが、3 億1,879万663円でございます。内訳といたしまして、第1 項営業費用2 億9,207万5,621円でございます。第2 項営業外費用につきましては、決算額2,629万8,066円でございます。第3 項特別損失の決算額につきましては、41万6,976円でございます。予備費についてはございませんでした。

続きまして、4 ページ、5 ページをお願いいたします。こちらは、資本的収入及び支出の部でございます。こちらにつきましても消費税を含んだ額となっております。収入の部でございます。第1 款資本的収入、決算額3,971万4,900円でございます。その主な内容といたしまして、第1 項企業債2,800万円でございます。第3 項負担金1,171万4,900円ということでございました。こちらの負担額につきましては、他会計、一般会計等から負担金をいただいた分でございます。道路工事に伴う負担金等が主なものでございました。

続きまして、支出の部でございます。第1 款資本的支出、決算額1 億1,835万448円でございます。こちら翌年度繰越額がございまして、7,660万円でございます。こちら配水管の布設がえ工事が2 本と浄水場施設の整備費が1 カ所ございました。

続きまして、資本的支出の内訳といたしまして、第1 項建設改良費の決算額7,400万1,781円でございます。こちら繰越額は先ほどと同額でございます。第2 項企業債償還金4,434万8,667円でございます。

欄外のものにつきましては、課長のほうからご説明をさせていただいておりますので、省略させていただきます。続きまして7 ページをお願いいたします。こちらにつきましては、平成25年度板倉町水道事業の損益計算書でございます。こちらは会計決算としての財務諸表でございますので、消費税を抜いた額となっております。内訳といたしまして、1、営業収益、右側の真ん中の欄でございますが、3 億618万1,272円でございます。

続きまして、2、営業費用でございます。こちら真ん中の欄でございますが、合計額が2 億8,346万6,898円でございます。こちら営業収益から営業費用を差し引きました営業利益につきましては、一番右の欄でございますが、2,271万4,374円ございました。

続きまして、3、営業外収益でございます。合計額、真ん中の欄でございますが、150万9,990円ございました。4、営業外費用、真ん中の欄で2,316万3,366円ございました。こちら営業外収益から営業外費用を除きました経常利益でございますが、106万998円ございました。特別利益はございませんでした。6、特別損失、合計額が40万9,229円でございます。こちらを全部差し引きいたしまして、当年度純利益といたしまして65万1,769円ございましたが、前年度の繰越欠損金がございまして、そちらが60万4,269円。こちらを差し引いた当年度の未処分利益剰余金といたしましては、4 万7,500円という結果となりました。こちらの損益計算書の主な内容につきましては、18 ページ以降で説明をさせていただきます。

続きまして、14 ページをお願いいたします。こちらにつきましては、平成25年度板倉町水道事業報告書でございます。朗読をさせていただきます。1、概要、(1)、総括事項、平成25年度は、各浄水施設の維持管理及び老朽管の布設がえ工事などを実施いたしました。収益的収支について、総収益3 億769万1,262円に対し、総費用3 億703万9,493円で、当年度においては65万1,769円の純利益となりましたということで、先ほ

どの損益計算書と同額となっております。

また、資本的収支、消費税込みでございますが、については、建設改良費及び企業債償還金等による支出額1億1,835万448円に対し、企業債借入れを含む収入額が3,971万4,900円で、差し引き収入不足額7,863万5,548円は、当年度分消費税資本的収支調整額318万2,957円、過年度分損益勘定留保資金3,102万305円、当年度分損益勘定留保資金4,443万2,886円で補填をいたしました。こちら先ほど課長の説明と重複いたしますが、留保資金で充填したということでございます。

続きまして、15ページでございますが、2番の工事概況につきましてご説明をさせていただきます。工事名は、配水管布設がえ工事が8件ございました。こちら概要といたしまして、ダクタイル鋳鉄管150ミリを30メートル、硬質塩化ビニール管50ミリから150ミリを1,085メートル布設いたしました。その他配水管布設がえの附帯工事が4件ございまして、合計金額5,184万9,196円の支出でございました。(2)、その他建設改良費でございます。こちらは量水器の購入でございます。購入金額の合計といたしましては160万9,335円でございます。購入の合計といたしましては、メーター13ミリから50ミリがございましたが、合計で465個の購入ということでございます。この内訳といたしましては、計量法に伴う交換、これ8年を経過する前に交換するというものでございますが、と新規の申し込みに対応するための購入でございます。

続きまして、浄水場の整備費でございます。こちらに……

○委員長(荻野美友君) その後については説明はしなくてもいいと思うのですけれどもね。この辺の次あたりについてはね。

○上下水道係長(福知光徳君) はい、わかりました。

○委員長(荻野美友君) もし委員のほうから何かあれば質問していただくということで。最後の18ページあたりはあれかい。説明。

○上下水道係長(福知光徳君) はい。18ページ、19ページのほうの説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、損益計算書の先ほど申し上げました内訳となっております。1款の水道事業収益でございますが、金額が3億769万1,262円ということでございます。内訳といたしまして、1目の給水収益でございますが、1節の水道料金でございます。2億9,263万2,622円でございます。こちら昨年度と比較いたしまして233万円程度の減額となりました。こちらは、利用料が減ったということが主な要因かと考えております。

続きまして、3目その他営業収益、1,354万8,650円でございます。こちら主な内容といたしまして、4節の加入金573万円でございますが、こちらは189万円の減額となっております。こちらにつきましては、ヤマダさんの建設のほうが昨年より少なかったという形で、その減が大きな要因となっております。

続きまして、2項営業外収益でございます。150万9,990円でございます。主な内容といたしまして、2目の他会計補助金61万2,000円でございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたが、前年度欠損金があったので、その分を一般会計から基礎年金の拠出分などについて繰り入れしていただけるということが基準内繰り入れということで決めがございますので、その分の歳入でございます。

続きまして、3目雑収益でございます。84万5,379円でございます。こちら下水道料金収入の委託料等、東京電力の賠償金が37万円程度ございましたので、そちらの金額でございます。

続きまして、費用のほうの説明に移らせていただきます。19ページをお願いいたします。1款水道事業

費用 3 億703万9,493円でございます。こちら主な内容といたしまして、1 目の原水及び浄水費でございます。金額が 1 億5,400万5,149円でございます。こちらは、前年度と比較いたしまして、193万円程度の増額となっております。主な要因といたしまして、21節の動力費、こちらは浄水場施設に係る電気料でございますが、165万円程度の増となりました。

続きまして、22節薬品費でございます。金額が173万7,675円でございます。こちら前年度と比較いたしまして35万円程度の増となりましたが、こちら北浄水場のちょっと水質の改善のために凝集剤等の購入をいたしました。

続きまして、2 目配水及び給水費でございます。604万9,023円でございます。こちら前年度と比較いたしまして、184万円程度の減となりました。主な要因といたしまして、17節の修繕費につきまして漏水等が少なかったため、320万円程度の減額ということでございます。

続きまして、4 目総務費でございます。2,347万5,609円でございます。こちらにつきましては、人件費や料金負担徴収等の業務費用ということでございますが、昨年度と比較いたしまして329万円程度の減額という形になりました。

20ページをお願いいたします。その主な要因といたしまして、14節委託料でございます。こちら515万6,050円でございます。150万円程度の増ということでございます。こちらについては、システム保守委託料等がちょっと増額となっております。

続きまして、27節負担金でございます。301万1,290円でございます。103万円程度の増額となっております。こちらにつきましては主な要因といたしましては、広域化に伴います基本構想の作成委託の負担金ということで176万円程度の支出が25年度にございましたので、その分の増額が主な要因となっております。

続きまして、5 目減価償却費でございます。これ有形固定資産の減価償却費でございますが、9,846万237円でございます。前年度と同程度の金額でございます。

6 目資産減耗費、42節固定資産除却費でございますが、10万9,110円でございます。こちらは、主にメーターの除却ということでございます。

8 目その他営業費でございます。材料売却原価133万2,700円でございます。こちらは前年度と同程度の支出でございます。

続きまして、営業外費用でございます。1 目支払利息、企業債利息でございますが、2,316万3,366円でございます。こちら前年度と比較いたしまして、50万円程度の減となっております。

最後でございますが、3 項特別損失、1 目過年度損失修正損でございます。54節過年度損益修正損でございますが、40万9,229円ございました。この内訳といたしまして、備考欄でございますが、過年度給水収益の減額、こちらが15万円程度の減となっております。また、そのほか不納欠損といたしまして25万円程度、76件分でございますが、こちらを不納欠損といたしまして処理いたしました。その内容といたしましては、転出先不明者、海外帰国者、死亡者などについての額でございます。

済みません。そのほかにつきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

延山委員。

○委員（延山宗一君） 下水道関係になるわけなのですからけれども、非常に今年の場合決裁が漏水が少なかったことになるわけなのですからけれども、非常に石綿管かなり多いということの中で、表面にあらわれるそのものの漏水の場合には対応するわけなのですが、それ以外にもかなり漏っているのだらうなと思うのですけれども、この布設がえ、毎年1キロ、1,000メートルを直しているわけなのですからけれども、当然まだ残りもある。約12%ぐらい石綿が残っているというようなことかなと思うのですけれども、そうするとメートルにするとのぐらい残っていますか。

○委員長（荻野美友君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 25年度末現在ということで申し上げます。

石綿セメント管が延長1万8,000メートル余りまだ残っております。漏水につきましては、25年度については表面にあらわれてくる、見える漏水というのは大変少なかったということなのですからけれども、議員のおっしゃっていただきました見えない漏水というのが大変に多いということで、そこら辺については漏水調査をかけてきているのですけれども、本管の漏水というよりも給水管、各家庭で引き込んでいる給水管の漏水が昨年度あたりは大変に多かったということで、見つかったものについては修理しているのですけれども、まだまだ見つけれないものが多いという状況になっております。よろしいでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 泥の中ですので、なかなか見えないということだと思えるのですけれども、当然漏水もばかにならないと、たらたら垂れるだけでもうバケツ何杯もたまってしまうということなのですからけれども、この漏水による損失というのはどのぐらいの金額になりますか。

○委員長（荻野美友君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 25年度につきましては、無効水量ということでの数字がほとんど漏水量ということになるのですけれども、年間を通じまして見てみますと38万3,000トン余りが漏水しているというふうに考えております。これを供給単価、こちらは使用者からいただきます水道料金の中の1立方当たりの平均単価ということで、16、17ページ、16ページの中ほど、（2）、事業収益に係る事業の一番下の欄に供給単価ということで載せさせていただきますと、こちらが25年度につきましては149円52銭ということでございますけれども、今申し上げました漏水量38万3,000トン余りにこの149円52銭を掛けますと、5,730万円程度水道水については漏水しているというふうに考えております。よろしいでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 大分高額な水が毎日毎日、毎年ですね、流れていってしまうということで、水の泡かなと思うのですけれども、非常にまだまだキロ数も残っているということになるのですけれども、今後広域水道と、事業がスタートしていくわけなので、そうしますと当然それぞれの自治体によって板倉の場合はこういう状況、例えば館林さんにすると例えば上下水も含めて大変なものも借金も抱え、また対応していかなくてはならないということなのですからけれども、広域合併になる前に少しでもということなのですからけれども、そうしますと他町との絡みというのはやはりどのような。それぞれ板倉は板倉ということの対応をしていくということなのではないでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 今申し上げました板倉町の有収率については25年度82.2%ということなのですが、近隣の状況を見てみましても明和町では72%程度、千代田町では74%程度ということで、こちらにつきましては板倉よりも有収率が大変落ちていると。逆に大泉町が90%を少し超えて90.6%。邑楽町が87.4。そういうことで、板倉よりは有収率が上がっているということで、合併について8団体につきましてはやはり100%の有収率というところはないのですけれども、やはりその団体によって違うという中で合併していくわけなのですが、当然漏水については一カ所でも多く見つけ、修理していくということで進めていくしかないかなというふうに考えております。

○委員長（荻野美友君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） やはり各自治体それぞれの状況で、石綿交換にしても有収率にしてもそんなに差もないということで進められていくのかなと思うのです。いずれにしても、非常に水がただ地下へ流しても非常に残念なところもあるし、結局広域になったとしてもこれ同じことにも言えるわけだし、1年に1キロというのの布設がえということになるわけなのですけれども、少しでも早目の状況の中で漏水を少なくする、マイナス部分の負の部分のを少なくすることも非常に取り組んでいかなければならないかなと思いますけれども、その辺につきましてもよろしくお願いをしたいと思います。非常に38万3,000トンですか、これがかいトン数が流れいってしまうのだなと改めて感じるのですけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（荻野美友君） よろしいですか。

次、ありませんか。

川野辺委員。

○委員（川野辺達也君） では、済みません、清掃管理委託料の中のネズミ駆除委託料についてちょっとお伺いしたいのですけれども、費用対効果の関連からもちっとお尋ねしたいのですけれども、決算金額が14万1,750円で、先ほどの説明ですと年6回、約2カ月に1回2万数千円ずつ今現状ですとかかっているような、単純計算でそういう形になると思うのですけれども、これは敷地のどの辺をまず委託しているのかお伺いします。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 主に工場棟内の電線等を食われるおそれがありますので、電線等が張られているところを主に、その他ストックヤード等のほうの資源物のほうにも発生しますので、そちらのほうも置いております。重点的に置いてあるのは、工場棟の電線、電線というか、あそこの線が張られているところを重点的にやっております。

○委員長（荻野美友君） 川野辺委員。

○委員（川野辺達也君） 今置いてあるって言いましたけれども、昔はゴキブリホイホイではないけれども、そういうネズミ取りの何かが置いてあるということ。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） ネズミが食べて巣に持って帰って死んでしまうようなものと併用して、ネズミがくっついてしまって逃げられなくなるようなものを併用して今使っております。

○委員長（荻野美友君） 川野辺委員。

○委員（川野辺達也君） 2カ月に1遍約2万円ちょっとの費用で、やはり結構これは効果はあるのですか。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） ネズミ駆除を行ってから、大きな線がかじられて工場の操業に支障を来したという例はなくなったと思っています。

○委員長（荻野美友君） 川野辺委員。

○委員（川野辺達也君） はい、わかりました。

額が少なくて年6回、2か月に1回で2万円ちょっとなので、あれだけの敷地どういことをやっているのかわかってちょっと思ったのですけれども、それで被害がなくなったということであれば、これ安いにこしたことはない、よかったなと思っていますので、もしあれだったらもうちょっと予算かけても、何かあっては大変だから、きちんと駆除したほうがいいかなとちょっと思ったもので質問したのですけれども、ではそれに対しては被害が出ていないということでもわかりましたので、よろしくお願いします。

○委員長（荻野美友君） ほかにありませんか。

秋山委員。

○委員（秋山豊子さん） ごみ袋の件なのですけれども、今生ごみのごみの袋が、前小さいのがあったのですけれども、それが今なくて、あれはちょっと大き目なのだけなのですよね。それを、小さい生ごみの袋が何でないのかというのをちょっと聞かれたのですけれども、その辺はどんなふうなのか。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 以前今ご指摘のように家庭系の生ごみの袋ということで2種類のごみ袋のほうを作成し、販売のほうをしていたわけなのですけれども、住民の方からいろんな要望ですとか意見等がありまして、余り小さい袋のほうが売れないというような状況がありましたので、現在はその一本で販売のほうをさせていただいています。

○委員長（荻野美友君） 秋山委員。

○委員（秋山豊子さん） 核家族、家族が少ないうちは、夏場は今現在の生ごみの袋だとあれがある程度の量になるまでたまるのを待つと、やはり2回回りぐらい結局その生ごみをとっておかなくてはならない。それで、夏場は結局水が出て虫が湧いてとても衛生的によくないので、できれば小さい袋をまた戻していただければそういう虫とかにもならないのですがということで、それは強く要望がありましたのですけれども、その復活というのはお考えはないでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

[「価格同じだから」と言う人あり]

○委員長（荻野美友君） では、栗原町長。

[何事か言う人あり]

○委員長（荻野美友君） 秋山委員。

○委員（秋山豊子さん） 先ほど町長のほうから、価格が同じだから、大きいほうが容量があって入るからいいのではないという感じかなと思うのですけれども、その辺がちょっと、できれば小さいのがあればいいのではないのかしら。やはりある程度の、4人家族ぐらいの方ですとあの袋はちょうどいいのですよね。ですけれども、少人数の、ましてひとり暮らしの方などはあれだとちょっと、たまるまで待つと本当に、冬場は構わないのですよね。夏場がちょっと大変だなというふうに思うのですけれども。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） あいていても出してもらっても結局同じという論理になりますので、そういうふうにお伝えしていただいていると思います。だって、結局そういうことではないですか。

○委員長（荻野美友君） では、秋山委員。

○委員（秋山豊子さん） わかりますけれども、結局人間の心理としてやはり2つか3つぐらいのをあの袋に入れて出すのはもったいないと思う心が働くのではないのでしょうかね。だから、それをためてある程度の量になるまで待ってから出したいと思うと、その間に水が出たり、虫が湧いたり。これやっていないとわからないですけれどもね。やっている人ではないとなかなか。だから、そういう点で私は小さいのはどうでしょうかと要望しています。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） 答えは同じなのですが、そういう方は、価格が同じですので、小さいつもりで使っていただいてもよろしいと思います。そういうふうに伝えていただくほかないのです。全体的には小さいことのほうが利用が少ないのです、圧倒的に。でかいほうがいいということの希望も含めてそういう選択をしておりますので。でも、小と大で価格がそれなりに違うのであれば考えることも必要ですけれども、現状はそういうことで。幾ら言われても、それはだからそういうふうに考えていただいて。もったいないと言えばもったいないのですけれども、価格が同じということももったいなくはないのです、論理的には。

○委員長（荻野美友君） では、秋山委員。

○委員（秋山豊子さん） 価格は同じですけども、使う枚数は違ってきますよね。

[「同じです」と言う人あり]

○委員（秋山豊子さん） だから、衛生上よくないというか、虫が湧いたりするのは本当に搬出というか、集積所に持っていったらもうウジが湧いたりとか、そういうふうになってくるわけですよね。だから、それをためて使うというの。だから、それは結局小さい、1つでも2つでも価格が同じなのだから、早く持っていったらいいのではないのですかという町長のお考えだと思うのですけれども、人間的な心理ですとそういうこともあるということですが、町長がそういうふうにおっしゃってましたってお話ししますので、いいです。

[「しよがないから、そういうふうに言ってください」と言う人あり]

○委員長（荻野美友君） では、荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 生ごみの袋につきましては、ご存じのとおり、堆肥化できる材質だということで長く置いておけないのです。要は各販売店を通して買っていただいていますけれども、需要が大変小さいと。多分小さい袋を使っている方がそれを求めて買いに行ったらけれども、なかったということから出ているお話かと思うのですけれども、最終的には置いておけば堆肥化、要は袋として使用できなくなる、そういうのがありますので、今町長のほうがお答えしましたとおり、その袋の使いようということで、少ししかたまっていなくても時間が来れば袋が袋でなくなってしまうので、その前に回収に合わせた形で出していただくということで何とか協力をお願いできればと思います。

また、需要があれば種類を多く用意はできるのですけれども、せっかくなっても需要が少なく、そのまま保管しておいて袋でなくなるということよりも、大きい袋ですけども、有効に使っていただくというほ

うのがよろしいかと思しますので、ご理解いただければ大変ありがたいと思しますので、よろしくお願いたします。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） いずれにしても、あと2年かそこらの問題ですので、そういうことで町の方針としては価格が同じですから、小さい袋と同じぐらいの使い勝手で使っていただきたいと。だから、大きい袋だから、期間を1週間に1回ではなくて、1週間に小さい袋で2回出す場合は大きい袋を2回出してくれればいいのです。難しくないということです。

○委員長（荻野美友君） では、もう一方、休み前に。

では、荒井委員。

○委員（荒井英世君） 今のごみ指定袋の関係なのですけれども、25年度で61万5,000枚でしたっけ、購入したということですよ。そうしますと、これ現在の枚数というのはどのくらいあります。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 申しわけございません。在庫数ということでしょうか。

[何事か言う人あり]

○環境係長（星野一男君） 使用数ですか。

○委員（荒井英世君） 使用数もそうだけれども、要するに買ったわけだね、61万枚ちょっと。結局それ全くない状態で買ったわけではないよね。幾つかあったわけだね。それ買ってどのくらいストックされている。

[何事か言う人あり]

○委員（荒井英世君） 申しわけない。ちょっとそれ見なかったの。販売が何枚ですか。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 25年度の販売枚数は、60万840枚でございます。在庫数につきましてはちょっと把握しておりませんので、なくなり次第、なくなるを見越して購入していくという形なので、申しわけございませんが、在庫数のほうはちょっと把握しておりません。

○委員長（荻野美友君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） そうしますと、わかりました。さっき町長も言いましたけれども、いずれにしても指定袋の関係は広域の中で館林がどうするかによって変わってくるでしょうけれども、あと2年後ですよ、基本的に。その辺のまだ指定袋を広域で使うかどうかというのははっきりしていないから、まだ枚数の関係も出ないですね。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） 私自身は、基本的には指定袋は必要ないという根本的な考え方を持っています。というのは、ごみを捨てるために指定袋がたかが60万枚、あるいは合わせると何千万円というお金を有償にしても何にしても空転させているわけですよ。それは、言ってみればそれだけごみの量を、ごみを捨てるために新しい袋を使って、新製品を使ってごみを増やしながらかけていっているということですよ。そういう基本的な考え方から考えれば、ごみの指定袋はなしにして有効、逆に言えばその他のいろんな袋を受け付けることのほうが望ましいと、無指定にしたほうが望ましいとは考えますが、ただそういった場合に、そういった

ことを踏まえてもなぜ有料でやっているかという、何でもかんでも無料で、袋が無料ですとごみの量が増えるという、そういう考え方もあるということも含め真剣に議論しているのですが、総体的には館林さんが果たして、今現在が無料でやっていますので、それを有料にできるかどうかということと、政治判断にかかってくると思いますから、市長の。私は、多分無料の方向でいくのではないかということを感じていますが、わかりません。ちなみに、有料のほうが望ましいと、だからさっき言った一定のお金を無駄な資源を、ごみを捨てるための袋を新しくつくってでも、それもおみになるのですが、つくってでもその効果、いわゆるごみの抑制効果、要するに指定した袋ではないと捨てられない、袋を買うにはお金が必要だ、お金を余計使いたくないからごみを減らそうという、そちらの効果のほうも重視すべきだということで、明和、板倉あるいは千代田も含めて、邑楽も含めて多分郡部のほうは有料を主張しているような感じはいたします。ただ、私個人的にはいかがなものかなと。全部合わせると袋だけでも莫大な、それはお金だけでなくその分だけごみが、袋だけがごみとして余計捨てられるわけですから、という考え方を持っていますけれども、流れに任せたいと思っています。

○委員長（荻野美友君） 荒井委員、いいですか。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時35分といたします。

休 憩 （午前10時20分）

再 開 （午前10時35分）

○委員長（荻野美友君） 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 基本にごみステーションの関係でございます。

先ほどの説明の中で、いろいろごみの減量化ということで、集団回収の件もこの間の所管事務調査、ではなくて事務事業評価か、それでもご提案をさせていただいているのですが、ごみステーションで今管理運営ということで各行政区に対して均等割で2万円ですよね。世帯割で100円の補助金が出ていると。基本的に行政区で多い箇所、少ない箇所あるのでしょうかけれども、209カ所、208カ所かな、あるらしいのですが、基本的に環境委員さんには手当は出ていないということですよ、現状ね。その中で、このごみステーションの管理運営ということで助成金が各行政区に出ると。この使い勝手、これは管理費という形できちんと行政区に行っているのか、行政区運営費という中でまとめてどかんと行っているのか。例えば2万円プラス世帯割の金額が各行政区に補助金として交付されると。その使い勝手とか、修理とか、そういうものの実態を調査されているかどうか。例えば2万円プラスあるいは100世帯あったとすると3万円が補助されるわけですよ。その3万円が、行政区でステーションを何もしなかった場合に、そのお金の使い道とか、そういうものを行政側としてチェックされたことはございますか。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） ごみステーションの管理運営補助金につきましては、ごみステーションの清掃にかかわるほうきですとか、そういうものの随時買い足し、またはステーション等の簡単な補修費等に使用していただきたいということでご説明はしておりますけれども、今ご指摘のあったその用途について実績報告

書等の提出等のことはやっておりませんので、実際のところどのような形で使われているかというのは把握はしていません。

○委員長（荻野美友君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） そうすると、この行政区に負担をするときに、補助金を出すときにどんな形で、これは行政区運営費の中に入れて出していくのか、プラスアルファとして、これはこれとしてごみステーション管理運営費ということで、名目もそういったことをきちんと行政区長に説明をされた上で出しているのかどうか。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 区長会におきまして一覧表のほうを出させていただいて、その中で課長のほうからごみステーション運営補助につきましての利用の方法等を説明いたしております。各行政区につきましては、別に行政区が指定した通帳のほうにごみステーション管理運営費補助金という形で振り込みのほうをさせていただいております。

○委員長（荻野美友君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） では、金額が多い、少ないもあるのですけれども、100万円ちょっとですよ。そうしますと、そういうのを何年かずっと続いているのでしょうかけれども、行政区でそれをどう使われているかはわからないと、実態は。基本的には、ではここのごみステーションを全然改修も、ほうき1本、2本を買うのは別としても、その余ったお金は何かに使われているかもわからないと。使い勝手が報告書も何にもないわけだからね。そういう意味で、いいのかなって私は疑問に思うのですけれども、今後の考え方としてやはりいろんな形で行政区に対してお金が出ていく可能性があるわけですが、その使い勝手の部分をやはりきちんと時には調査する必要もあるのかなと。行政区によって、ではこれをごみステーションの管理費用としていただいているお金だから、それは別途積み立てていて、大改修とか小屋を建てるとか、そういった面で使うとか、垂れ流しの今は使われているという想像をしてしまうわけですが、やはりその辺も使い勝手の部分として時には行政区長さんを通して調査をする必要があるのかなと。逆に言えば、行政区に対して毎年恒常的にこれを支給するというよりも、こういう方法がいいかどうかわかりませんが、行政区として老朽化が進んだと、こういう改修をしたいとか、そういう旨を申し出を受けて、それを全額補助するとかいろいろ方法論はあるのでしょうか、垂れ流し状態というのはやはり問題があるのかなと。10年たてば1,000万円ですか。1,000万ではない、もっとか。そんな感じで、もう少し何かチェック機能が働く仕組みをつくる必要があるのかなというふうに思いますが。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） 考えてみますと、行政区そのもので1対7の今現状では開きが戸数であると。均等割の2万円というものが、一律に支給するのも果たしてそれが均等割なのかどうか。それだけではないですけどもね。世帯割等々も含め。ただ、基本的に今までの考え方とすると、極端に言うところの意味では区民の行政、その行政区、行政区で持っている体質あるいは雰囲気によって、何もしなくても例えば環境費がいわゆる補助金として入ってくるということも事実あるかもしれませんし。いずれにしても、きれいにするという方向に対しての、いわゆるあそこは何もやらなくても、でも何もやらなくてもきれいになっているということが望ましいわけですから。ということで、補助金の範囲内ではやむを得ないのかなという考え方は持

ってきているわけですが、あとは、環境員さんという位置づけも、当町は無報酬なのですが、町村によりまずとしっかりとしたいわゆる環境員さんの権限と権利あるいはほか、板倉町でないいわゆる委員さんというのが位置づけはいっぱいあるのです、ほかの町見てみると。例えば当町では議員さん等が道路とか陳情を受け付けますが、明和町などでは議員さんは一切関与しません。建設員というのが民間から行政区から1人選ばれて、その人が区長も含め区長とも別個で、一切道路の陳情も含めてその人が上げてくるということで、なぜそうやっているのだって言いましたら、議員さんが自分の売名あるいは権利、利権的なものだから、議会とは切り離していますとか、我が町にない独自のやはり、これは邑楽町もそうなのです。明和、建設員などで。建設員の逆に言うと旅行なんていうのも町長は必ずこれ行かなくては、何の旅行だいと聞いたらそういうことなのです。だから、その町、その町で特性のある持ち方をしている部分もありますので、いろいろ研究しながらやっているのですが、議員さんからそういったご指摘があるとすれば、やはり最低どういふうに、支給している以上はある意味での確認と、ある意味でのいい使い方の誘導的な指導はすべきかなと思います。ただ、額そのものがそんなに大きくないので、重箱の隅を今度の町長になったらもう出る銭は本当に細かくチェックしてどうにもならないなんて言われるのも嫌な面もありますので、弾力的に運営をしていきたいと思っていますが、趣旨についてはごもっともでございますので、時折そういった方向性でも検討してみたいというふうに思います。そうですね。

○委員長（荻野美友君） 小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） それでと言うと大変失礼ですが、苦情も上がっていますよね、4件というような形でね。ごみステーションに対するこれ町民からの多分苦情だと思うのですがけれども。管理ができていないとか、施設として不満足であるとか、そういう実態が4件上がっているということで25年度報告があるわけですがけれども、その辺の苦情の中身がわかれば教えていただいて、そういうものがきちんとその行政区に戻っていくというような仕組みにしないといけないと思いますし、その辺の苦情があつて、ステーションに関する苦情があつたとして、それを行政側が多分受けていると思うのですがけれども、その返答を行政区に対して行っているかどうか、その内容についてもちょっと教えていただければ。そのやりとりね。苦情の処理の仕方等できちんと対応がなされたのかどうかということでお答えをいただければありがたいというふうに思いますが。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） 今小森谷議員は、当課に対する苦情の処理の内容も含め対応はどうなっているかということですが、町に来た苦情は、メールあるいははがきですか、そういったものは全部私が閲覧することになっておりまして、今まで全部見てきているというふうに感じていますが、町長まで届ける必要はなく処理をしているという面もあるかと思いますが、どういった範囲内であるのかちょっとわかりませんが、一応は正式に来た苦情についてはこういう内容で、いつまでに返事を出します、出しましたという報告も全て内容も含めて受けております。

○委員長（荻野美友君） では、荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 事務事業評価のほうで集計した内容について載せさせていただいているということからのご質問かと思っておりますけれども、苦情関係についてここ1年程度は重い苦情と申しますか、改めては来ては、改めてというか、重い苦情については来ていないのですけれども、問い合わせ等あった場合

には担当が行きまして直接状況を確認あるいは町のほうで対応できるものについては対応してきているということがあります。ごみステーションについては、各行政区が設置してきている、ただニュータウンについては当然企業局のほうで造成の中でやってきていると。区については、区のほうでいろんな設置方法をとってきているという中で、開口型あるいは屋根等をつけたとか……

[何事か言う人あり]

○環境水道課長（荻野恭司君） はい。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） ごみステーションの苦情につきましては、住民の方から指定袋でごみを出したのに収集されなかったと、そういうような意味合いがまれにあるのですけれども、その本人は収集時間8時半を守って出したということの主張をされるわけなのですが、収集業者のほうも何時何分にどこのステーションを回ってどのぐらいのごみが出ていたという日報のほうをつけております。そちらのほうと確認をしまして、後からでしょうというのはなかなか言いづらいので、とりあえずはうちのほうの職員で回収に行ってしまうのですけれども、とりあえず時間内、8時半は守っていただきたいということで、どちらがまず、収集業者のほうを信用する、住民のほうを信用するという話ではないのですけれども、そのような苦情が年間三、四件がございます。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 水道事業のことで伺いたいのですけれども、先ほど説明があった20ページ、20ページ一番下の特別損失というところの備考のところの不納欠損というのがありますよね。水道料金の不納欠損というのは、料金の未払いとか、滞納、滞納ではなくて未払いの部分がたまったものを不納欠損しているのでしょうか、聞くとところによると水道は未払いだった場合ある一定の期間来ると栓をとめてしまえばそれでも普通終わりなのでしょうけれども、未払いになるということは何年分もためたということになるのだと思うのですよね。その辺のことを説明いただきたいのですけれども。それがここに、10ページの貸借対照表の資産の中の下のほうに未収金というので、流動資産の中の未収金というので1,900万円ほど、2,000万円ほど計上されていますね。その中に、この未収金分というのの中にいわゆる長く未払いであったものも含まれているのだと思うのだ。あとは、いわゆる前月、前々月の分の正常な未収金。正常な未収金と不良な未収金とこれ二口あるのだと思うのだ、ここでね。2,000万円の中には、通常はそれ即払えないから、2カ月に1回ずつ集金しているから、正常な未収金がほとんどなのだと思うのだけれども、その不正常なとか、不良債権に近い未収金がどのぐらい含まれているのか。それと、不納欠損をするというのは、どのぐらいたまったら不納欠損で処理するのか。高額とか、高額滞納、滞納とか、未払いの人ってどのぐらいるのか。ざっとわかりやすく説明してもらえますか。

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） ただいまの質問につきまして回答させていただきます。

まず、20ページの特別損失の備考欄の不納欠損でございますが、25年度につきましては25万4,000円程度でございます。これ76件分ということでございますが、こちらにつきましては一応5年以上たつたものについて、だからこの件につきましては平成20年度以前のものについて転出先が不明ですとか海外に帰国してしまったですとか、死亡してしまったなど、もう回収がほとんど不可能だろうというものにつきまして不納欠

損という処理をさせていただいております。

続きまして、10ページの貸借対照表の流動資産の未収金でございますが、1,984万円何がしでございますが、内訳といたしまして3つにちょっと分かれておりまして、営業未収金、営業外未収金、その他未収金という内訳になっておりますが、このうち営業未収金、これ水道料金でございますが、1,342万円程度でございます。こちらにつきましては、3月31日で会計上締めてしまいますので、銀行に入っているのだけれども、町のほうに入っていないだとか、そういう分も含んでおります。また、質問にございました不良な分ですとか正常な分、そういうものも全部含めての額になっておりまして、銀行等に入った分、これちょっと推測なのですが、を除くと1,000万円程度が実未納という形かなと思います。その1,000万円の中に不良だとか正常だとかという形になってくるのですが、金額で申し上げますと、個人ですと50万円以上60万円未満の方が1件ございます。40万円以上等が1件ございます。大体のにつきましては5万円未満の方がほとんどなのですが、大きい方ですとその2件というのがちょっと大きい案件でございます。不良かどうかというところが区がちょっとなかなか、今のところ余り分けていないのですが、今年度から貸倒引当金というのを会計上制度が変わりまして積む形になりますので、2年を過ぎるだとか、半年以下であるとかという区がちょっとございますので、その辺を今後集計をちょっと進めていきたいというふうには考えております。

○委員長（荻野美友君） あと、水道をとめる要件とかなんとかあるって質問したと思うのですけれども。

○上下水道係長（福知光徳君） 済みません。給水停止というものも水道につきましては行ってございまして、そちらちょっと平成25年度につきましては実際今5件程度、アパートを中心としているのですが、給水停止を行っております。給水停止を行いますと、ほとんどの方がアパートなんかですと支払いを一応していただけると。一括払いはちょっと難しい方ですと分納の誓約書というのとりまして、何回かに分けて通常料金を払った上で、さらにその滞納した分を何回かに分けて分割で払うという手続もっております。給水停止につきましては、ここ最近ですと要件といいますか、最初の何回かをためた方で、1件だとか2件だとか請求をためた方についてそれ以上増やさないようにということで、防止策として一応給水停止というのを行ってございまして、50万円以上ですとか何十万円以上なんてたまっている方を以前やったのですけれども、それをやったけれども、結局だめだったという方もいらっしゃるしまして、一応分納の誓約は結んでいただくのですけれども、約束を守っていただけないだとかという方もおりますので、そういう方が残っている分もございます。今後そういう方につきましてもまた何らかの対策をちょっと考えていかななくてはいけないなというふうには考えております。

[何事か言う人あり]

○上下水道係長（福知光徳君） 失礼しました。2カ月に1回の請求となっておりますので、2回ためると4カ月ということなのですからけれども、大体4カ月から半年ぐらいを目安にしまして給水停止というのをちょっとやる方を検討しております。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 何か基準が非常に曖昧なのではないの、それだと。給水停止をする人としめない人というの。その選別はどこですのかと。例えば40万円、50万円未払いの人というの、これは個人ではないのでしょうか。何か営業をやって相当水を使っている人とか想定できないよね。大体水道料金なんて1カ月一般家庭だと5,000円か、そんなものでしょう。1年に五、六万円ぐらいしか恐らく。ニュータ

ウンのあそこは下水が入るから倍になるのだけれども、一般だと5,000円も使わないぐらいのが普通かと思うのですよね。

それで、私が聞いているの、だめだ、答えなくては。正常債権のことは何も聞いていないのだから。長期にわたって未納でそれがたまってしまっている人が何件ぐらいあって、金額が総計そのうち何百万円あるのかということを知っているわけで、一番多いのが50万円、40万円というのはわかるのですけれども、長い間未払いしている人が例えば1年以上ためていると。では、3回いためると半年になってしまうわけだから、どの辺を長期というのかはわからないですけれども。先ほど25年度に給水停止を5件やったと。それやっているのだけれども、この40万円、50万円の人にはやっていないわけだ。その5万円ぐらい未満の人というのも長期だと思うので、そういう人にはどのようなこれ対応しているの。その選別というか、判断基準というのはどこでやるの。給水停止にするとか、給水停止にしないとかがというのは。

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 全体額先ほど1,000万円ぐらいが未納額という形で、先ほど実未納という形で申し上げましたが、それが約400人ぐらいの方が未納のランクに載っております。そのうち一番大きいのが50万円という方で1件、40万円以上が1件でございますが、ほとんどが5万円未満ということで、350件程度がそういうものでございます。50万円以上の方につきましては、ちょっと個人の方で営業されている方なのですが、以前に行ったことがございますが、その後も未納がちょっと続いているような状況でございます。

[何事か言う人あり]

○上下水道係長（福知光徳君） はい。そうですね。ちょっと……

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 整理して説明してよ。いいですか。では、一言ずつ聞くよ。未収金が約2,000万円のうち、不良の未収金が1,000万円あるということね。

[「未収金じゃありません」と言う人あり]

○委員（青木秀夫君） いや、未収金ではなく、未収金全体がこの2,000万円あるうちの不良の未収金の枠に入っているのが約1,000万円ぐらいあると。それが400件あると。一番多いのは50万円、40万円という人もいるけれども、その約350件ぐらいの人は5万円以下ぐらいだよ、計算するとね。3万円で計算すると900万円だから、大体そのぐらいの人がいるわけだ。それでいて、その人に対しては給水停止はしていないわけだね。時々給水停止も5件したということは、その中で400件のうち5件いるというのは、その5件というのはどういう基準でしたのか。

それと、先ほど説明聞くと、40万円だか50万円の人一回給水停止にしたと言って、それを後に解除して、今は給水しているわけね、現状は。それはどういう基準でやっているのか、その辺を具体的に説明してみてくださいませぬか。

[何事か言う人あり]

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 先ほど1,000万円のうちの内訳をちょっとご説明させていただいて、そのうち5件給水停止を行ったということでございますが、その一番多い50万円以上の方についてまだ給水は行っているということでございますが、営業されている方でもございますので、その辺も踏まえて給水を続けて

いるというような状況もあります。その5件の要件でございしますが、ちょっとなかなか決まったこういことだからやるという基準がちょっと今までないというのが現状でございまして、悪質になりそうな方を見ながら、今後滞納してしまいそうな方、増えていってしまいそうな方をちょっと選んでやっているというような状況なのですが。

○委員長（荻野美友君） では、荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） なかなかはっきりしたお答えできなくて申しわけないのですが、高額滞納者については従来から、以前から納金するようにということで繰り返し通知を出していると。請求書についても繰り返し出していると。プラスしてご本人さんのところに伺いまして、納金いただくようにということで交渉はしてきております。そんな中で、一時的にはとめたこともあったということかな、とめたことがある。要は分納誓約関係もしていただくということで進めてきたこともあるのですが、それ以後なかなか約束を守ってもらっていないという方もいらっしゃいます。ただ、繰り返しとめているかということになれば、今係長がお答えしましたとおり、はっきりした基準がない中で、請求についてはお願いして、請求を出しまして納付のほうをお願いはしているのですが、なかなか出してくれていないという状況が続いているという内容です。また、小さい5万円未満、350件弱ありまして、一番件数が多いという中で、滞納分を増やさせない一つの方法の中で何回か通知をし、それでも納金していただけない方の中で最終的に給水をとめていると。ただ、こういう方につきましては、給水停止しますと大体その日のうちに役場に行きまして、一部を入れていただくとか、あるいは分納誓約書を書いていただくという方が結構いらっしゃって、滞納金については極力増やさないようにということで対応をしてきているという状況であります。よろしいでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） それは、今課長の説明はそういう努力しているのでしょうかけれども、現実には努力してもこれは、不良のこの未収金の残高というのは年々増えているのではないの、これ。では。例えば25年度の決算では25万円不納欠損と償却したわけだね。25万円は減ったけれども、またそれが50万円増えていけば、25年度に、結局増えていっているわけだ。さっき課長の説明はそうなの。現実はどうなの、これ。若干でも、一步前進二歩後退みたいな感じで、日本の国の借金みたいにだんだん、だんだん増えていっているのと違うのではないの、この不良の未収金は。どう。

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） ここ最近では1,000万円前後で推移しています。一番多いときに1,800万円程度あったというふうには聞いています。それを平成20年から22年ぐらいの間にいろいろ対策をとりまして減らしたということは聞いていますが、その後は課長が申し上げましたとおり通知を出したり、給水停止を行っているような状況が続けておりまして、1,000万円前後で推移をしているという状況のことしか、済みません、お答えできなくて申しわけございません。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） かつては2,000万円近くも未収金残高があったわけだ。それが皆さんの努力の結果1,000万円に減ったということで、改善はされているということね。それをさらに努力しようとしているわけだ。それだけれども、決算書見るとこれは、決算書は粉飾決算になってしまうよな。取れないものが正常の

債権のようにこれで未収金なんて上がっているわけだから。先ほど言ったように、今度来年からになるの。この引当金を積むというふうな。そうすると、これやはり最低でも200万円とか500万円とか引当金引き当てるとこれ赤字になってしまうわけだよな、これな。何かこの決算見ると非常に怪しげな、4万幾らの利益なんて出ているのだけれども、何か怪しげだ。群馬県の企業局の決算書みたいに何かつくったような決算にも見えるのだけれども。要するに普通先ほども言ったように給水停止すると飛んでくるのだよねって。確かに今の生活をしていくと、水とめられると普通生きていけないから、どこかの金をかき集めてでも払いに来るとというのが普通だと思うのです。それを今のところはどこを基準に。行政は公平に処分しないといけないのに、この5件だけやって残りはやらない……

○委員長（荻野美友君） 青木委員に申し上げます。まとめて質問してください。

○委員（青木秀夫君） だから、それを本当きちっと基準決めてやってもらったほうがいいと思うのだけれどもね。どうなのだろうね、これ。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） 青木委員の答えも含めて、やはりどう聞いてもそういう意味ではぴしっとしたものがないということがある意味では不公平感も当然生んでいますし、また営業関係については正直前鈴木、今の総務課長時代に相当ないわゆる未収金がありましたので、督促を進めようと、時にはとめろというようなことを言った結果として多少成果が上がってきていることは事実なのです。その中で、営業的なものについては即営業妨害になってしまうみたいな、倒産ということもあり得るわけで、非常に難しいみたいな議論もあったのですが、それにしても50万円その後さらに入れずに借金を増やし続け、ただ水使って営業と称してやっている人には何のおとがめなしで、ちょこっと半年あるいは9カ月差し繰りができなかったという人に例えばとめるとするということ実態が生じるとすれば、そこら辺のところは真剣に考えながら、公平、公正の原点に戻って、どういう基準かしっかりしたものをつくらざるを得ないということでしょうな。議会さんに指摘をされたということも踏まえてね。ただ、営業について非常に難しい判断はあるところはあるのだろうと思っています。だけれども、営業だからって許していると、それが10人分も100人分もどんどん使い込んでいくわけですからね。お水という、お金ではないけれども、形で。ということで、またいろいろ検討させていただきたいと思います。

○委員長（荻野美友君） よろしいですか。

市川委員。

○委員（市川初江さん） では、1点だけお願いいたします。

決算書の101ページで、備考欄の一番下のところの犬の登録の件なのですけれども、これで先ほどの説明ですと登録は1,515頭あって、ちょっと聞き漏れてしまったのですけれども、九百何頭は予防を受けていると。残りの600頭はどのようにやっているのかなとちょっと疑問持ったのですけれども、個人的にやっているのか、やっていない犬もいるのか。どういうことにこの600頭はなっているのか、ちょっとご説明をお願いいたします。

○委員長（荻野美友君） 星野係長。

○環境係長（星野一男君） 今のご質問ですけれども、登録頭数が1,515頭、狂犬病の予防注射済みな頭数が972頭となっております。残りの頭数についてはどうなのかということでご質問なのですけれども、町内、町

外で問わず、狂犬病の予防注射をした場合には、こちらの町のほうにその頭数が上がってきます。それを含めた中の972頭という形になります。残りの六百何がしの頭数につきましては、こちらから町の広報紙等で春と秋、年2回何カ所か場所を指定させていただきまして来てくださいねという周知をしたほかに、個人別にあなたのうちの犬の何々ちゃんが来てくださいねという形で通知のほうを差し上げているところではございますけれども、個人の考えといたしますか、これは法律で、狂犬病予防法で必ず受けなくてはならないというのが決まっているところではあります、昨今、日本でも東南アジア等でも狂犬病の発生の事件がないというところで多少意識が飼い主に薄れているところなのかなということで、飼い主に対して、25年度につきましては毎戸配付だったと思うのですが、狂犬病予防、また犬の飼い方についてということでチラシのほうを差し上げております。その成果が出なかったのかなということで、今後の対策を考えていきたいと思っております。

○委員長（荻野美友君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） ちょっと私のお友達のうちで、お友達が遊びに来たときに犬がかみついたということがありましたので、この600頭までいかないけれども、五百何頭の犬がやっていないということはちょっと怖いなというふうに思ったのです。ですので、ないからではなくてやはりあるわけですので、ぜひここの周知のほうをしっかりとやっていただいて、当人が意識しても飼うときにはもうそういうものはつきもので、責任を持って飼っていただくのがもう大事なのですけれども、役場のせいではないのですけれども、しっかりと周知をしていただいて、注射しない犬がいないように、方向で考えていただきたいと思っております。

○委員長（荻野美友君） お答えはいいのですか。

では、栗原町長。

○町長（栗原 実君） 相当な、3頭のうち1頭はしていないというような、もっとかな、ややそんな感じですよ。ですから、考えてみますと最近、狂犬病こそどういう状況になっているかわかりませんが、日本では考えられないような病気もあるいは伝染病も含めて、デング熱も含めて、そういう時世ですから、やはり法で決められたものはできるだけ守っていただくようにさらに強硬策、今もその当人がその日は行けないと、もしお金を余計払いますから来てくださいという場合には獣医が、うちも1回ぐらい獣医が回ってきたような気もするのだけれども、ですから600名なら600名の人とちゃんとお宅はわかっていますから、犬もね、獣医とあれを回しますからぐらいなところまで、お金はこれだけ高くなります、ぜひお受けいただきたいというような通知をさらに強目に。幾ら高くなるかね。ただ、それをやっても受けない人をどういうふうにするかというのは皆さんのお知恵をかりなくてはならないのですけれども。あとは、もっと怖いのが犬マニアで、うちの24区にも一、二軒いるのですけれども、物すごく1軒のうちで15頭も20頭も、それで穴掘って、庭にね、行くとワン、ワンって道路から首出してくるような、そういううちもあるのです。モグラではなくて犬が地下から出てくるのだから、おっかなくて近寄れないけれども。恐らくそういうものは登録されていないでしょうから。うちも犬小屋もつくりません庭のあっちこっちへ、柿の木へつないだりあれですごいところがあるのです。だから、実態はこれよりも野放しの犬も含めると、野放しの犬というのは単に野犬だけでなく、飼っていても未登録の犬があるわけですから、相当な数がいると思うのです。だから、やはり事故、万が一、今かみつかれたという事故等も踏まえ、そういったときの状況も踏まえ、やはりこういったものは行政的にできるところまでさらに強めて、こちらからいつの幾日に回しますというようなところまで、そのかわりプラス幾らいただきますと、さらに法的にどういう措置ができるかということも含め、飼うので

あれば義務も果たしていただくということもやはり強目にやっていかないとしようがないのかなという感じしますので、検討します。

○委員長（荻野美友君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） 町長の意見で私も安心しました。やはり町民の安全は大事ですので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○委員長（荻野美友君） ほかに。

野中委員。

○委員（野中嘉之君） 延山議員の質問にちょっと関連するわけですが、確認の意味も含めてちょっと伺いたいと思います。

それは石綿管の布設がえの関係でありますけれども、まず一問一答ということでもありますので、現在の石綿管の耐用年数は何年なのか伺いたいと思います。

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 石綿管につきましては、耐用年数40年という形でやっております。

○委員長（荻野美友君） 野中委員。

○委員（野中嘉之君） 現在の石綿管ですが、布設がえしてから何年経過しておりますか。

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 昭和30年代から40年代ぐらいに布設されたものがほとんどでございますので、50年以上たっているというふうに考えております。

○委員長（荻野美友君） 野中委員。

○委員（野中嘉之君） そして、ですから耐用年数だけではもちろん判断できないのですけれども、この一、二年の間で劣化による漏水、破水、そういったものが何件ありましたか。

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 平成24年度につきましては、本管の漏水につきましては16件ございました。

25年度は、本管の漏水が1件でございました。本年度は、今現在で3件程度本管の漏水が起きております。

○委員長（荻野美友君） 野中委員。

○委員（野中嘉之君） 恐らく劣化による漏水が今後多く発生するものと思われます。先ほど有収率82%で、その逆が17.8%ぐらいが漏水によるものと、それも家庭の漏水もかなりあるということではありますけれども、これまでは恐らく40年の耐用年数で50年まで来て、何とか耐えてきたのだらうと思うのですけれども、劣化し始めるとがたがたっていくことが心配されますよね。25年度の布設がえ工事が12件で5,200万円ですよ。道路改良工事も合わせて。ですよ。昨年、ちなみにどのぐらいの布設がえ工事。金額。昨年……では、いいや。5,200万円どのぐらいのメートル、これは本管とそのあれによって違うのかもしれないけれども、本管ベースでどのぐらいの、5,200万円つまり石綿管からかえられたのですか。

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） お答えいたします。

昨年ですと、約1,100メートル程度でございます。

○委員長（荻野美友君） 野中委員。

○委員（野中嘉之君） 1,100メートル。5,200万円で1,100メートルね。残りが1万8,000メートルということですよ。そうすると、あと何年ぐらい。このベースで行った場合に何年かかります。何年ではない、何十年か。

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 町単独で行った場合ですと、約18年程度、十七、八年程度かかるかなというふうには考えております。今後広域化になりまして、一応町内の石綿管を全部10年間で布設がえをするという計画を今広域化の中で立てております。

○委員長（荻野美友君） 野中委員。

○委員（野中嘉之君） 1万8,000メートル布設がえをするのにどのぐらいの事業費が見込まれますか、おおむね。

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 済みません、ちょっと概算という形……

○委員（野中嘉之君） 概算でいいですよ、概算。あくまでも。今前もって言っているわけではないのですから、概算でいいですよ。

○上下水道係長（福知光徳君） メートル当たり約5万円程度、今の25年度の概算出しますと5万円弱メートル当たり布設がえするのにかかっておりますので、約9億円程度という概算でなります。

○委員長（荻野美友君） 野中委員。

○委員（野中嘉之君） 9億円ね。漏水を換算すると、先ほど三千何百万円だけ。17.8%の。

[「5,000」と言う人あり]

○委員（野中嘉之君） 5,000。5,000万円ね。もちろん全部それをどうのこうのとは言いませんが、10年で9億円の事業費が充てられますか。

○委員長（荻野美友君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 石綿管の更新ということで、残りの距離を概算で出すと約9億円程度かかるだろうということで今お答えさせていただきましたけれども、来年度、27年度から広域化の中で石綿管については計画的に更新をしていこうと。10年間で100%石綿管については更新をしていく計画になっております。一応国庫補助ということで、国庫補助事業ということで布設がえのほうは進めていこうということで計画はしております。ただし、先ほど申し上げた漏水にかかわるものということで、単純に計算しますと漏水量が大体5,700万円程度あるということで答えさせていただきましたけれども、石綿管を交換したからこれがゼロになるというものではないと考えます。先ほど申し上げましたとおり、漏水については給水管の漏水が大変多くなってきております。本管から各家庭までの管の、細い管ですね、古い塩ビ管関係が接続箇所等で漏っているというのが多いのですけれども、これを何とかしなくてはならない。当然布設がえをしていく中では、道路部分に係る給水管は材質を変え対応はしておりますけれども、敷地の中についてはなかなか手が出せない状況になってきている、そんな状況であります。よろしいでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 野中委員。

○委員（野中嘉之君） もちろん石綿管による漏水ということのみでないことは承知ですが、いずれにしても50年近くたっているわけですよ。もたせているということだと思っておりますけれども、あと10年大

丈夫ですか、本当に。そういうこの一、二年の間に16件ぐらいの破損なり漏水があったということですが、少し早めるような手だては考えていないのですか。

○委員長（荻野美友君） 荻野課長。

○環境水道課長（荻野恭司君） 議員さんおっしゃるとおり、計画まで待てないところというのは当然ございます。特に繰り返し漏水が発生している箇所あるいは繰り返しして漏水が発生すると思われる箇所については、先行してでも布設がえのほうは進めていかななくてはならないというふうに考えております。今年度につきましても他事業関連を中心に布設がえ予定しておりますけれども、そのほかにも漏水が多発している部分については今年度の残りの期間中であっても布設がえ当然やっていくか、いかななくてはならないというふうに考えてはいます。

○委員長（荻野美友君） 野中委員。

○委員（野中嘉之君） そういったことで極力、もう耐用年数が、耐用年数だけでいったら我が家のうちだったって120年もたつて、いつだめになるかわからないと同じように、耐用年数だけではかるわけにはいきないうですけども、いずれにしてもそういう劣化による破裂とか漏水等が出てきておるという状況から考えますと、なるべく前倒しで布設がえができるように努力していただけたらと、そのように思います。町長、最後に何かその辺で。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） ついこの間も年度の計画にのっとって道路改良工事をして、それに合わせて布設がえをしたところもあるのですが、そしたらそのさらに先が、先というか、手前が、本管に近いほうがそれも塩ビ管の絡みでも破裂をするというような、縦に裂けてそこから漏水があったというようなことも含め、いずれにしても一般論で言うそういう漏水が多発するような区域については相当地盤も例えば落ち込んだり、いろんな多角的な要因のもとにほかの同じ条件よりも弱いのではないかとということで、補正を組んでもそこはやりたい、ではそれをやれというようなことで臨機応変の対応はしているつもりですが、いずれにしても広域、町単独では例えば18年ぐらい、年1キロぐらいいきりできないわけですから、それも倍増して、なぜ水道だけで単独で布設がえをしていかないかという、一番効率がいいのはやはり道路改良をやりながらということが一番効率もいいわけでありまして、そういうことも含めて総合的にお金を見ながらということですが、町単独でいくと18年ざっと計算すればかかることを広域で10年でやるというようなことも含め、いろんな方法を駆使して一刻も短い期間で最低限仕上がるようにという努力はしているつもりです。ただ、その石綿管、先ほど言った石綿管本管で石綿管のところでの漏れがどの程度かと、それを直しても多分90%を超すのか、超さないのか、各家庭でどこまで各家庭の中の敷地内での漏水があるのか等々、あとは私自身がこの有収率の計算そのものも多分くみ上げるポンプが毎分何トンという計算で給水の量を計算しているはずなのです。でも、給水する装置、いわゆるヒューガルポンプ、そういったものも年が古くなると規格よりもだんだん吸い上げなくなるのです。だから、恐らく役場のことですから、給水量は正確にデータで出ますからといっても、実質全部やってあるところでも100%なんていうところはないそうですので、何だと、私自身は100%を目指して頑張る性格ですので、何、全部直しても100%ならないのなんていうことも話が時には出のですが、実態はそういうこともあるようでございますので、できるだけ今の意見も重視しながら頑張っていきたいというふうに思っております。

○委員長（荻野美友君） 野中委員。

○委員（野中嘉之君） 私が心配しているのは、つい先日大きな地震がありましたよね。震度4。幸い板倉は震度4ぐらいですけども、他では震度5弱。仮に震度5強とか、そういう地震が起きたときに劣化した石綿管が潰れるようなことになった場合には、恐らく全部が、全部というか、大部分影響してくるのではないのかなと。幸い板倉の石綿管大分頑張っているようですので、ありがたいわけですけども、仮に震度5強などの地震が起きたときに恐らく潰れる可能性がちょっと心配されるのです。だから、それは起きないことを心配することもいかなものかと思えますけれども、そのようなことから考え合わせると、予算の関係もありますけれども、うまく早目な計画が、計画がというか、対応できればいいのかなと、そういう意味でちょっと尋ねたわけです。

以上です。

○委員長（荻野美友君） ほかに。

黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 水道事業の関係の18ページの水道事業収支の一番の真ん中の4番の加入金という、573万円ですか、その辺の内容を説明いただければ。

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） お答えいたします。

今質問のございました加入金でございますが、口径別でちょっと申し上げさせていただきたいと思えます。13ミリが21件、20ミリが25件、25ミリが1件ということでございます。その他造径という形で13ミリから20ミリに変えたという方の入金が2件ございました。それを合計いたしまして573万円ということでございます。

○委員長（荻野美友君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） もう少し細かくというのか。それから、ヤマダとかなんとかと言わなかったですか。

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 失礼いたしました。13ミリにつきましては21件、こちら税抜きの加入金が6万円でございます。それを計算いたしますと126万円。20ミリが25件、加入金16万円。こちら400万円ということになります。25ミリにつきましては1件で、こちら27万円の加入金でございますので、27万円ということでございました。造径につきましては2件ございまして、こちらが合計で20万円の入金でございます。

先ほど申し上げました住宅のヤマダさんのほうの件でございますが、こちら昨年より189万円程度加入金のほうが減額になっておりまして、その主な要因といたしまして住宅の販売のほうが思わしくないということで、減ったことが主な要因かなということでもっと申し上げさせていただきました。

〔「見積もりだよ」と言う人あり〕

○委員長（荻野美友君） 黒野委員。

○委員（黒野一郎君） では、いいですよ。わかりました。結構です。

○委員長（荻野美友君） 以上でいいのですか。

一通り終わった、今村……いいですか。

では、荒井委員。

○委員（荒井英世君） ちょっと確認の意味も含めてなのですけども、ちょっと気になっているのですが、

水道の給水停止がありましたよね。5件って言いましたよね。これアパートって言いましたっけ。

[「はい」と言う人あり]

○委員（荒井英世君） その中で、そのアパートの中で5件の世帯ですけれども、小さい子供がいる世帯ってありました。

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） ほとんど単身世帯です。

○委員長（荻野美友君） よろしいですか。

では、青木委員。もう時間ですけれども。

○委員（青木秀夫君） 水道事業ね、水道事業。水道事業の14ページね。14ページの総括事項というところの説明なのですけれども、ここで過年度分の損益留保勘定、当年度分の損益留保勘定、これで補填したというのですけれども、金に色はついていないと思うのですけれども、おととしの金も今年の金も同じだと思えるのですけれども、これはどういうことになるの、これは。これは減価償却費を充てたということだと思えるのだけれども、これを除いた留保資金に充当した残りの金がこの今現金預金に1億5,000万円残っているということね。これを充てた残りがね。この過年度分と当年度分ってこれどういうことなの、これ。

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 先ほど今青木議員さんのほうでお話しいただいたとおり、損益勘定留保資金、減価償却費が主なものとなっておりますが、それで昨年使った残り分を一応過年度という形で分けて管理をしている、お金に色はついていないというのはそのとおりでございますが、一応分けて管理をしているということで、こういう表現をするという形になっておりますので、そういう分けて表現させていただいております。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） お金に色ついていない。では、口座が2つあるの。別に去年度分の留保資金の口座と当年度分の留保資金の口座が2つあるの。

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 口座は1つでございます。普通預金。

○委員（青木秀夫君） 1つだから、お金に色ついていないから、去年の残りの金と今年の残った金というのは同じ金ではない。それをどういうふうに、どこでそれを区分しておくのという、それ。

○委員長（荻野美友君） 福知係長。

○上下水道係長（福知光徳君） 財源調書という調書がございまして、そちらで一応管理をしているというだけのことでございまして、一応こういう表現をするという、過年度と当年度と分けて表現をするというふうに定められておりますというか、そういう形で表現することになっておりますので、そういう形で分けているということでございます。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） そうすると、過年度分の留保資金がこれゼロになってしまったわけだ。足りないの、当年度分のを充てたわけだ。すると、来年また過年度分って今年の部分、25年度分が過年度分というふうな形で26年度のと合わせて留保資金を充当するというような形になるわけかい。それは、便宜上そういう

ふうにしてあるわけね。何か帳簿というか、メモみたいなのがあって、それでやっているわけだ。お金には一本なのでしょう。まざっているのでしょう。これわかりにくいよね、これね。

○委員長（荻野美友君） よろしいですか。

以上で環境水道課関係の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩しますけれども、5分間ということで45分より再開いたします。

休 憩 （午前11時40分）

再 開 （午前11時45分）

○委員長（荻野美友君） 再開いたします。

続いて、会計課関係の決算の審査を行います。

会計課からの説明をお願いいたします。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） それでは、会計課関係のご説明をさせていただきたいと思います。

会計課につきましては、私もこの4月からということでなかなか戸惑っておるのですが、実質的には出納業務と、要するにお金の出し入れの業務ということでありますので、今回の決算書の中ではウエートの的にはかなり小さいものというふうにはなっておりますが、それぞれ所管しております歳入の関係と、それから歳出の関係、そちらのご説明をさせていただきたいと思います。

まず、歳入の関係でありますけれども、決算書のページ、34、35ページをお開き願いたいと思います。こちらの16款の1の1の2、利子及び配当金、ちょうど真ん中よりちょっと下ぐらいになるところですが、その備考にございますそれぞれの基金の利子収入というのが一応所管という形になっておりまして、事務処理をいたしております。合計いたしますと174万6,886円というような数字でありまして、これは利子でありますので、何か事業をやったということではありませぬので、その計上ということですが。ちなみに、9月1日現在ですが、基金、こちらの関係は一般会計につきましては約37億円ということになっております。そちらの利子収入ということでございます。

収入については、以上でございます。

歳出でございますが、決算書のページ、52、53ページをお開き願いたいと思います。総務費の2の2の1の4ということで、会計管理費ということで一番右側の備考にあります会計管理事業というのが会計課のこちらの決算に載っている関係の事業でございます。こちらにつきましては、総額が63万2,933円ということでありまして、1つは、需用費等は割愛させていただきまして、印刷製本費13万3,875円というふうにあります。こちらにつきましては、決算書の製本を行っております。もちろん印刷については職員が行っておりまして、そちらを業者のほうに委託をして製本、厚紙をつけたり、それから一部印刷をというようなことで105冊を製本依頼ということにいたしております。それとあわせまして、25年度につきましては、各種の伝票があるのですけれども、その伝票を印刷しているということがありまして、それをあわせまして13万3,875円という金額でございます。

その下が役務費でありますけれども、48万8,533円ということで、ページをめくっていただきますと手数料という表記だけでございますが、こちらにつきましては口座の振替手数料ということでありまして、それぞれ税金であったり、いろんな料金を銀行に口座の振替だとか、それから町のほうで出している納付書に基づ

いて振り込みとか、そういうことを日々行っておりまして、そちらの際の金融機関での手数料ということでありまして、ゆうちょ銀行を初め群銀、農協、それから信金、市銀等いろいろありますけれども、25年につきましてはそれぞれほとんどが1つの作業当たり10円という手数料なのですけれども、ゆうちょにつきましては一部30円というのがあります。ゆうちょについては、25年については4,332件ありまして8万5,100円、ほかの銀行、群銀とか農協とかいろいろあるのですが、そちらについては3万8,422件、これが10円ということで、消費税を含めまして40万3,433円と、合わせまして48万8,533円というような状況でございます。

決算書の内容についてはこちらが主なものということになりますので、非常に簡単であります、決算書の説明ということにさせていただきたいと思えます。

○委員長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思えます。何か質疑ありませんか。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 口座手数料って言いますけれども、1件10円というので48万8,000円なのですけれども、この1件というのはどういうふうな形で数えるのですか、これ。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） 例えば口座の振替であれば、個人が……そうです。個人が1件。ですから……

○委員（青木秀夫君） 手数料は入っているのでしょうか、これ。振込料。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） 振り込みの要するに手数料です。

○委員（青木秀夫君） 手数料でしょう。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） はい。

○委員（青木秀夫君） その1件というのは、例えば固定資産税なら4回だけ、いうふうに。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） だから、それが例えばまとめて銀行なんかで、例えば税金を4つぐらいをまとめて払ってしまいますよというのはそれが1件。1手続1件。1個人の1手続が1件ということだと思います。合計でそれがゆうちょと合わせ約4万件ぐらいになるのですかね。4万2,000件ぐらいに。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 国保なんていうのは、あれ8回払いかい。8分割で払ったりするでしょう。国民健康保険とか介護保険だとかが。固定資産税、町民税だとかいろいろ払う場合があるではないですか。そういったときに、その1件というのはどういうふうにカウントするのですかと。

○委員長（荻野美友君） 山口課長。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） 納付の場合は、町のほうに来て、それぞれ用紙を持って払いに来ますというのと、それから銀行の振替という……

○委員（青木秀夫君） 引き落としだよ、引き落とし。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） 引き落とし。引き落としについては、それぞれ引き落としの申込書にどのやつを引き落としますかというのを選べるのです。そのうち私はこれだけ、例えば1つ所得税ならそれだけ引き落とししますよという申し込みをすると、それが引き落としになる。それが1件。1回1件という捉え方になると思えます。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） それを聞いているのだよ。だから、例えば国保が8回払いだとすれば、あるAさんならAさんという人は8回引き落とされるわけではない。そうすると、その1回ごとに1件なのだ。1件で。群銀でもどこでもいいや、金融機関が引き落とすと手数料を板倉町から10円もらえるわけでしょう。板倉町は10円払うわけでしょう。それが1件。1件が、これ48万8,000円ということは4万8,000件あるということなのだよ。5万件あるということだよ。5万口、5万回。だから、数が随分少ないかなと思って。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） 歳出です。

○委員（青木秀夫君） だから、歳出だから、それは払っているわけだから。そういうのいろいろあるわけだよ。水道料金だとか、そういう全部含めてでしょう、これ。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） そうです。例えばこれゆうちょ銀行、例えばですけれども、ゆうちょ銀行のやつだと公金振替というのが2,087件なのですよね、年間で。自動振り込みというので、これがゆうちょのほうから引き落としという関係になると思うのですけれども、町税については1,321件、それから国保税については483件、介護については95件、後期高齢については120件、保育料が226件と。その合計で30円ないし10円という計算で手数料を払っていると。

[何事か言う人あり]

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） ゆうちょ銀行は、この30円というのが1つあるのですけれども、そのほかは10円ですから。

[「よくわかんない」と言う人あり]

○委員長（荻野美友君） よろしいですか。

ほかに。

秋山委員。

[何事か言う人あり]

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） そうです。その手数料として払っています。

[「手数料はあれが払うんじゃないの、振り込み者が。役場が払うんかい」と言う人あり]

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） はい。

○委員長（荻野美友君） 秋山委員。

○委員（秋山豊子さん） 課長、いいですか。

[「はい」と言う人あり]

○委員（秋山豊子さん） そうすると、口座から引き落としがありますね。たまたま口座にあるお金が足りないから、引き落としができなかったと。そうすると、再度振替というのはあるのですか。それも1件10円ですか。

○委員長（荻野美友君） 山口課長。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） もちろんそのときに口座で引き落とせないという場合は再度振替というのはあります。ただ、そのときの手数料というのはちょっと私、済みません、今日は確認していませんので。そのときにまた10円かかるのかというのはちょっと確認していませんので。

[何事か言う人あり]

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） これは、一応銀行さんのほうからこういうことをしましたよということ
ことで請求が来るのですよね。何件ありましたということ。

○委員長（荻野美友君） では、秋山委員。

○委員（秋山豊子さん） その10円というのは、別に金額が多い、少ないにかかわらず、1回に引き落とす
ごとに10円ということなのですね。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） はい、件数。単価です。

○委員（秋山豊子さん） そうしますと、滞納などがありますけれども、そういうのである程度まとめて払
いたいと、そういうので払うときはその課に一応連絡して、そして引き落としてもらおうとか、そういうこと
になるのですか。

[「それはできないんだよ」と言う人あり]

○委員（秋山豊子さん） だめなの。

[「だめだよ。1回分までなら待ってくれるけど、あとはじか払いに
なる」と言う人あり]

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） そうですね。

○委員（秋山豊子さん） そうなのですか。はい、わかりました。

では、結局再振の場合は銀行のサービスになるのかしら。その手数料。

○会計課長兼会計係長（山口秀雄君） 確認。済みません、確認……

○委員（秋山豊子さん） だから、1回目が残高が少なくて振替ができなかったから、ではもう一回振りか
えますよといったときの……

[「次の回まではできるよね」と言う人あり]

○委員（秋山豊子さん） そうなの。

[何事か言う人あり]

○委員（秋山豊子さん） 銀行のサービスだから、いいですけども。

[何事か言う人あり]

○委員長（荻野美友君） 皆さん、よく聞いておいてください。よろしいでしょうか。

以上で会計課関係の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

ここで休憩したいと思います。再開は1時といたします。

休 憩 （午前11時55分）

再 開 （午後 0時57分）

○委員長（荻野美友君） 皆さんおそろいですので、少し早いですけれども、再開いたしたいと思います。

それでは、健康介護課関係の決算審査を行います。

健康介護課からの説明をお願いいたします。

落合課長。

○健康介護課長（落合 均君） 皆様、こんにちは。お世話さまになります。午後の部で健康介護課関係で

ご審査をよろしくお願いいたします。

健康介護課におきましては、介護保険係、今年度から係名が変わりまして介護高齢係になっておりますが、平成25年度は介護保険係、それと保険医療係、健康推進係、保健センターで事務をとっておりますが、この3係におきまして主な事務事業といたしまして、一般会計の中では一般会計の繰出金といたしまして国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の繰出金、それぞれ大きな金額になりますが、一般会計から特別会計への繰出金、またお子さんから障害者の方、母子、父子のご家庭を対象とした福祉医療の支給事業、また呂楽館林医療事務組合の負担金、また住民健診事業、各種がん検診事業、それと各種予防接種事業、女性と子供の健康づくり事業などを実施してまいりました。

また、特別会計3会計を管理しておりますが、後期高齢者、国保関係、それと介護保険の特別会計、この管理、運営を実施してまいりました。特別会計のほうの決算の状況でございますが、後期高齢者医療特別会計につきましては、前年度に比較いたしまして歳入が0.35%の減、歳出が0.21%の減、それぞれ前年に比べて減となりました。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、前年度に比べまして歳入が1.89%の減、歳出が2.47%の減、やはり前年度に比較いたしまして歳入歳出ともに減でございました。

介護保険特別会計につきましては、前年度に比べまして歳入が1.33%の増、歳出が1.18%の増ということで、介護保険介護保険特別会計につきましては歳入歳出とも増となった決算でございます。

細部につきましては、これから各担当から順次ご説明申し上げますので、よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（荻野美友君） 小野寺介護高齢係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） お世話になります。そうしますと、介護高齢係から説明をさせていただきたいと思います。

まず、一般会計の歳入から説明をさせていただきます。決算書の28、29ページをお願いいたします。28、29ページの15款の2項の2目の2節の高齢者福祉費の補助金の備考欄をごらんください。紙おむつ給付事業補助金91万8,000円、介護用車両購入費補助事業補助金8万円でございます。これは町の支出に対しまして県が基本2分の1を補助しているもので、内容につきましては歳出で説明させていただきます。

次のページをごらんください。ここの4項労働費県補助金の備考欄をごらんください。緊急雇用創出事業補助金1,616万880円です。緊急雇用創出事業におきましては、高齢者訪問調査事業を実施しております。事業費と内容につきましては、歳出で説明をしたいと思います。

次に、42、43ページをお願いいたします。この20款の5項3目になります雑入ですが、備考欄の真ん中ぐらになるのですが、介護予防サービス計画作成費、介護予防というふうに介護予防を見つけてもらえると、ちょうど真ん中辺になるのですが、359万3,920円。これにつきましては、要支援者の約70名分のケアプラン作成の費用としまして国保連からの収入があったものです。

次に、82、83ページをお願いしたいと思います。3款1項2目の高齢者福祉費ですが、一番右側の備考欄をごらんください。在宅福祉推進事業の1項の丸の在宅要介護高齢者等紙おむつ給付費ということで183万7,900円です。在宅で紙おむつが必要な65歳以上の高齢者あるいは身体障害者手帳1、2級の方に紙おむつの給付券を支給しております。平成25年度につきましては、174名に支給しております。申請月によって支給年

額は変わってきます。

次に、介護用車両の購入費補助金16万円でございますが、要介護4、5に該当する寝たきり高齢者のいる世帯、または身体障害者で下肢及び体幹で1、2級の方がいる世帯が対象となっております。この給付につきましては、在宅健やか生活支援事業としまして、事業費の基本2分の1を県が補助しているものとなっております。

次に、2つ下の介護予防ケアマネジメント事業につきましては、介護予防サービス計画作成費委託料ということで287万4,000円でございます。介護サービスを使うための要支援者の該当の方約55名分のケアプラン作成委託料でございます。ケアマネジャーのいる施設に委託しております。

次の介護保険特別会計繰出金1億6,245万623円は、一般会計から介護特別会計への繰出金で、介護保険給付費の12.5%と、あと職員人件費及び事務費等でございます。介護保険特別会計の歳入で改めて説明をしたいと思っております。

次に、108、109ページをお願いしたいと思います。ここの5款1項1目の労働費なのですが、備考欄の一番上をお願いいたします。緊急雇用創出事業臨時職員経費ということで、1,498万2,922円のうち高齢者訪問調査事業で歳出しましたのは399万3,722円です。その下の緊急雇用創出事業113万205円のうち同事業で歳出しましたのは13万748円です。事業内容としましては、65歳以上のひとり暮らし高齢者宅を訪問しまして、見守り、そのほかに生活上の相談等を受けております。実施件数としましては、対象者が199名で、訪問回数が874回、電話によるものが220回でございます。

以上が介護高齢系の一般会計の決算となりますので、よろしくご審査をお願いいたします。

続きまして、介護保険の特別会計について説明をしたいと思っております。特別会計のところをお願いいたします。介護保険事業につきましては、40歳以上の2号被保険者と65歳以上の第1号被保険者の保険料と国、県、町の財源により運営をしております。板倉町の平成26年4月1日現在の65歳人口が4,118人であります。高齢化率にしまして26.5%でございます。保険給付費におきましては、9億8,036万627円で、歳出総額の92.2%を占めております。要介護認定者数につきましては、3月末で617名で、介護の各種サービスを受けております。

それでは、歳入でございますが、収入済みで説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。2ページと3ページと4ページ、5ページにつきましては省略をさせていただきます。詳細な説明に入りたいと思っておりますので、6ページと7ページをお願いいたします。

歳入です。1款1項1目の保険料、2億1,608万4,000円でございます。これにつきましては、第1号被保険者4,273人の方からの保険料でございます。給付費の21%相当額でございます。

次に、3款の国庫支出金、1項1目の介護給付費負担金ですが、1億8,020万8,577円でございます。給付費の18.4%でございます。その下の2項の国庫補助金、1目調整交付金ですが、4,377万5,000円でございます。給付費の約5%相当分ということになっております。

次に、8ページ、9ページをお願いしたいと思います。4款の支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金です。2億8,217万5,000円でございます。これにつきましては、第2号被保険者であります40歳から64歳の方の介護納付金が支払基金から交付されております。給付費の29%相当額となっております。

続きまして、5款の県支出金、1項1目介護給付費負担金ですが、1億4,413万6,906円でございます。給付費の14.7%となっております。

続きまして、10、11ページをお願いいたします。ここの7款の繰入金、1項1目介護給付費繰入金といたしまして1億2,254万5,078円でございます。給付費の12.5%でございます。

次に、12、13ページをお願いいたします。4目その他一般会計繰入金としまして3,657万1,722円でございます。職員に係る人件費及び事務費等の繰入金でございます。

続きまして、2項1目の介護保険基金繰入金は2,000万円で、基金から繰り入れたものでございます。8款の繰越金2,423万393円は、前年度の繰越金でございます。

次に、14、15ページをお願いいたします。一番下になりますが、歳入合計としまして10億8,910万30円ございました。

続きまして、16、17ページをお願いいたします。歳出でございます。歳出につきましては、支出済額で説明をいたします。1款総務費のうち1項総務管理費と2項の徴収費につきましては、職員の人件費及び介護保険料徴収にかかわります事務的経費でございますので、説明を省略させていただきたいと思っております。

一番下をお願いいたします。3項1目認定調査費418万8,314円でございます。

次のページ、めくっていただきまして18、19ページ、備考欄の一番上をごらんください。主な支出としまして、手数料としまして主治医意見書の作成をしていただいた手数料248万7,450円でございます。

続きまして、2目の認定審査会共同設置負担金でございますが、介護認定審査会負担金といたしまして348万7,000円でございます。これにつきましては、館林市ほか5町で共同設置しておりまして、保健、福祉、医療関係の委員構成で審査会を運営しております。均等割及び審査件数割で負担をしております。

続きまして、2款の保険給付費、平成25年度給付費の合計としまして、2款の一番、支出済みですが、9億8,036万627円が給付費の総額となっております。内訳としまして、2款1項1目居宅介護サービス給付費3億4,021万1,172円、6.5%の増となっております。これにつきましては、居宅介護サービス給付費に係る訪問看護とかデイサービス、あとショートステイ等の在宅で受けるサービス給付費でございます。

続きまして、3目の地域密着型介護サービス給付費1億3,241万4,363円、8.4%の減となっております。これにつきましては、グループホームと、あとは小規模多機能等の入所及び通所している方の給付費となっております。

次に、20、21ページをお願いいたします。5目の施設介護サービス給付費3億8,365万1,044円です。2.1%の減でございます。施設介護サービス給付費に係る経費でありまして、特別養護老人ホーム、あとは介護老人保健施設、あとは療養型医療施設に係るサービス給付費でございます。

続きまして、9目をお願いします。居宅介護サービス計画給付費4,033万4,392円、5.6%の増でございます。これにつきましては、ケアマネジャーによるケアプランの作成費用でございます。訪問看護やデイサービスの居宅のサービスを利用するときに必要なプランの作成費でございます。

次に、22、23ページをお願いします。2項介護予防サービス等諸費ということで、1目介護予防サービス給付費2,667万8,859円、これにつきましては25.3%の増となっております。要支援者認定者に関するサービス給付費でございます。これにつきましては、施設等は利用することができません。

続きまして、1枚めくっていただきまして24、25ページをお願いいたします。7目介護予防サービス計画給付費359万3,920円、これにつきましても30.6%の増でございます。これにつきましては、要支援認定者に対しまして地域包括支援センター及び町委託事業者のケアマネジャーによるケアプランの作成の費用となっ

ております。

4項1目高額介護サービス費1,434万230円でございます。6%の増です。高額介護サービス費でございますが、要介護者が1カ月に支払った介護保険の利用者負担が所得区分に応じた負担額を超えたときに、超えた分が払い戻される給付費となっております。

次に、1枚めくってもらいまして26、27ページをお願いします。6項1目の特定入所者介護サービス給付費3,081万7,090円、4.2%の増でございます。低所得の要介護者が施設サービス及び短期入所を利用したときに、食費と居住費につきまして補足給付として介護保険から支払われています給付費でございます。

次に、28、29ページをお願いします。4款1項1目の基金積立金1,685万8,598円です。これにつきましては、平成24年度の繰越金としての歳入を国庫支出金と支払基金交付金の返還金等を差し引いた金額を基金に積み立てました。

その次に、5款の地域支援事業、1項の介護予防事業、1目の二次予防事業ですが、事業費945万969円でございます。前年度費で542万1,436円の増ですが、これは臨時職員経費と正規職員人件費を入れかえたための増額です。事業内容としましては、要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の人を対象として実施された事業で、主な支出としましては人件費と、あと基本チェックリストによる二次予防高齢者を把握するための委託料に係る経費、あとは二次予防高齢者を対象に各種教室や訪問指導を行った経費となっております。

次に、2目の一次予防事業です。337万8,517円、前年度比で205万8,659円の増ですが、これは臨時職員経費を移動したための増です。一次予防につきましては、主に活動的な状態にある高齢者を対象に、生活機能の維持または向上に向けた取り組み及び介護予防に関する活動の普及啓発や地域における自発的な介護予防のための活動育成支援を行った経費でございます。

続きまして、30、31ページをお願いいたします。5款の地域支援事業の2項の包括的支援事業と任意事業、1目の包括的支援事業615万5,366円で、前年度比189万3,462円の減額ですが、これも対象職員を異動させたことによる減額です。主な支出としましては、人件費、地域包括支援センターのシステム委託料と使用料ということで、二次予防の高齢者や要支援者と認定された方のサービス計画を立てるためのシステム委託料となっております。それに総合相談支援事業としまして、在宅介護支援センターということでミモザ荘を地域包括支援センターの地域協力窓口ということで委託をしております委託料等が含まれてございます。

続きまして、32、33ページをお願いいたします。2目の任意事業260万4,830円です。主なものとしましては、家族介護支援事業238万7,200円で、要件に該当します被保険者を介護する家族に慰労金を支給しました。

続きまして、7款1項2目の償還金739万6,944円でございます。償還金でございますが、平成24年度介護保険事業確定に伴いまして、国庫と支払基金に返還をした返還金となっております。

最後となりますが、34、35ページをごらんください。歳出合計としまして、支出済額の一番下となりますが、10億6,294万3,273円でございます。

以上で介護保険特別会計の決算の説明を終わりにします。よろしくをお願いします。

○委員長（荻野美友君） 高橋保険医療係長。

○保険医療係長（高橋徳男君） それでは、保険医療係のほうで一般会計、後期、あと国民健康保険特別会計、3つを通して説明させていただきますけれども、初めに一般会計のほうから説明をさせていただきたい

と思います。

初めに、決算書の24、25ページをお開きいただきたいと思います。こちらのほうの14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の中の保険基盤安定負担金527万1,026円なのですが、こちらのほうにつきましては保険者支援分というのが示されて、1,054万2,052円の事業費に対して2分の1国のほうで負担するものでございます。こちらの保険者の支援分につきましては、簡単に説明させていただきますと、保険料の対象となった一般保険者に応じて町の平均保険税の一定割合を町が一般会計から国保に繰り入れて、それを国が繰入金の2分の1、県が4分の1相当額を町の一般会計に対して負担するものでございます。

続きまして、その下のほうに行きまして養育医療費負担金63万8,286円なのですが、こちらのほうにつきましては平成25年度で県のほうの権限移譲に伴いまして保険医療のほうで新規事業、主要事業として特定財源に充てているものでございます。こちらのほうの事業の内容なのですが、子供が出生で生まれた、未熟児が生まれた場合なのですが、こちらの給付についての窓口相談、申請並びに養育医療の交付券を事務をやっておりまして、こちらのほうについてはその費用の2分の1が国、4分の1が県、あと残りの4分の1が町が負担することになっております。

続きまして、28、29をお開きください。こちら15款県支出金、1項1目4節の保険基盤安定負担金の2,957万6,938円なのですが、こちらのほうにつきましては国民健康保険税の軽減分をこちらのほう県が4分の3負担するものでございます。この中には保険者支援分も入っておりまして、こちらのほうにつきましては、先ほど申し上げましたが、4分の1を県が負担する形になっております。

その下の養育医療費負担金なのですが、こちらのほうにつきましては先ほど話をしましたけれども、こちらのほうが県が4分の1、申請の段階では150万円の4分の1という形で37万5,000円を計上させていただいたのですが、それでも入金されているのですが、こちらのほうについては翌年度、平成26年度中に精算をしまして、超過があれば返金、足らなければ追加で支給いただくような形になっております。

続きまして、その次の30、31ページのほうをお開きいただきたいと思います。こちらのほうの上のほうなのですが、福祉医療費補助金5,435万3,153円なのですが、こちらのほうもうちのほうの主要事業で入っているのですが、こちら子どもの福祉医療の医療費の無料に対しての県の負担金でございます。こちらのほうにつきましては、率のほうが2分の1となっております。

続きまして、これで一般会計の歳入のほうは説明終わりました、歳出に移らせていただきたいと思います。

ページのほうで80、81ページをお開きください。こちらのほうの3款民生費、1項1目28節の中段の国民健康保険特別会計繰出金1億7,565万4,193円でございます。こちらのほうにつきましては、国保のほうで説明させていただきますので、詳細のほうはここでは省かせていただきたいと思います。

続きまして、以上で一般会計のほうの説明は終わりにさせていただきます、次に後期高齢特別会計のほうを説明させていただきます。

その次の後期高齢医療特別会計に移らせていただきます。こちらのほうのページのほう、4ページと5ページのほうをお開きください。後期高齢の歳入総額なのですが、1億3,387万7,337円、歳出総額1億3,010万9,072円、歳入歳出差引残額が376万8,265円という形でして、こちらのほうにつきましては前年度比率4.9%の減でございました。

その次の6ページ、7ページをお開きください。こちらのほうの1款1項1目の後期高齢者医療保険料の

8,604万7,700円なのですが、こちらのほうは前年度比較しますと308万円の増でございまして、歳入総額の64%を占めておりまして、収納率については99.8%で昨年と同じ率でございました。

また、3款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、比較しますと414万640円の減という形で、これを2つ合わせますと96%を占めているということですので、この2つが後期高齢の主な歳入源になっております。

続いて、歳出に移らせたいと思います。12、13ページをごらんいただきたいと思います。12、13ページの2款1項1目後期高齢者医療連合の納付金でございまして、こちらのほう1億2,238万3,929円なのですが、こちらのほう歳出総額の94.1%を占めておりまして、こちらのほうにつきましては後期高齢者医療広域連合のほうに支払う医療費に伴う負担金でございまして。

次に、14、15ページをお願いします。14、15ページなのですが、こちらのほうについての中段の繰出金の486万9,811円なのですが、こちらのほうにつきましては過年度の分の精算をしまして一般会計の繰り出しで返還する金額でございまして。

これで後期のほうは終わりにさせていただきまして、これから国保会計のほうに移っていきたくと思います。

国保会計のほう、ページをごらんいただきたいと思います。ページでいきまして、6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。6ページ、7ページの歳入総額、歳入20億6,550万1,519円、対前年比1.89で、前年度8.1%の増額になります。

8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。1款1項の国民健康保険税、5億5,973万2,522円なのですが、前年度比較しまして683万1,180円の減となりまして、収納率につきましては84.8%で、こちら収納率については前年度より0.7%増えている状況でございまして。

続きまして、次のページの10ページ、11ページをお開きください。こちらのほうの国庫支出金、1項国庫負担金、1目の療養給付費負担金なのですが、こちらのほうにつきましては3億7,103万2,167円です。こちらのほうにつきましては医療分、後期分、介護分という形で分かれていますのですけれども、その合計をさせていただいた国のほうの負担金でございまして。

続きまして、その下のほうにあります特定健康診査等の負担金と過年度分の特定健診の負担金なのですが、こちらのほうにつきましては、町のほうで25年度中にやっています住民健診並びに個別健診の費用に伴う国の負担金でございまして、3分の1をこちらのほうに負担をしていただくような形になっております。

続きまして、その下の財政調整交付金の5,229万3,000円なのですが、こちらのほうにつきましては内訳で財政調整交付金分で3,000万円、後期高齢者医療費分で1,500万円、介護納付金分として630万円が内訳になっております。

続きまして、26、27ページのほうをお願いします。歳出のほうに移らせていただきます。この26、27ページの2款のほうの保険給付費に移らせたいと思いますけれども、こちら保険給付のほうにつきましては……済みません、戻っていただいてもよろしいでしょうか。済みません。国保のほうの16ページと17ページのほうをごらんいただきたいと思います。こちら先ほど説明しましたが、一般会計からの国保会計、特別会計の繰入金の説明をちょっと省かせていただきました。申しわけございません。こちらのほうの9款1項1目の一般会計からの繰入金がありまして、こちらのほう、一番上のほうから保険基盤安定繰入金、こちら保険税の

軽減分の3,500万円、3,592万1,900円、その下の保険者支援分で1,054万2,052円、あと下のほうに職員の給与の繰入金、あと出産育児一時金、こちら費用の3分の2が町の負担になっております。あとは、赤字補填分という形で、昨年は8,000万円だったのですが、25年度については7,000万円を赤字補填のほうをさせていただきました。失礼いたしました。

それでは、歳出のほう移らせていただきたいと思います。26、27ページをごらんいただきたいと思います。先ほど説明の途中でしたけれども、こちら保険給付費です。国保のほとんどをこちらのほうがメインのものなのですが、こちらのほうにつきましては昨年度比較しまして9.3%の減になっておりまして、金額で言いますと1,335万円の給付が下がっている状況でございます。説明については省略させていただきたいと思いません。

続きまして、28、29ページの上のほうをごらんいただきたいと思います。こちら3款1項1目の後期高齢者支援金でございますが、こちらのほうについては510万3,335円の増でございます、こちらのほうについては……以上でございます。

続きまして、以上若干飛ばさせていただきます、ページのほう30、31ページのほうをごらんいただきたいと思います。こちらのほうの7款1項1目の介護納付金でございますが、こちらのほうにつきましては前年度より115万8,405円の減でありまして、こちらのほうについては国、県の補助金並びに保険税の介護分で賄うものになっておりまして、こちらは社会保険診療報酬支払基金のほうに納めるものでございます。1億3,336万3,969円でございます。

続きまして、32、33ページをごらんいただきたいと思います。こちらのほうの9款1項1目特定健康診査事業費なのですけれども、こちらのほう、先ほど住民健診の費用の内訳がここに書かれていますので、説明については省かせていただきたいと思います。

続きまして、34、35をお願いいたします。こちらのほう、12款諸支出金、1項1目一般保険者の保険税の還付金でございます、こちらのほうが336万6,600円でございますが、こちら前年度より158万1,850円増加しまして、こちらのほうにつきましては一般保険者への償還金でございます。

以上、簡単ですけれども、説明のほう終わりにさせていただきたいと思います。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（荻野美友君） 松村健康推進係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） よろしく申し上げます。保健センターの松村といたします。

それでは、保健センターの健康推進にかかわった費用について説明をさせていただきます。

まず、歳入のほうからお願いいたします。歳入の24ページ、25ページをお願いいたします。国庫支出金、2目の衛生費国庫補助金、1節の保健衛生費補助金としまして、がん検診推進事業補助金といたしまして115万3,000円の歳入がありました。これは、がん検診推進事業の事業費347万349円に対して2分の1の補助事業となっております。内容につきましては、歳出のところで説明をしたいと思います。

続きまして、30ページ、31ページをお願いいたします。15款の県支出金、3項の保健衛生費補助金、1節の保健衛生費補助金の健康増進事業補助金なのですが、100万2,546円の歳入です。これも健康増進事業、健康教育であったり、健康相談、それから骨密度、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診等による事業費169万6,675円に対して県のほうから3分の2の補助事業として行って、100万2,546円の歳入がありました。内容につきま

しては、歳出のところでご説明をいたします。

続きまして、42ページ、43ページをお願いいたします。20款諸収入の真ん中より下のほうに骨密度検診一部徴収金、がん検診一部徴収金、それから女性と子供の健康づくり事業一部徴収金、検診結果の事後指導の一部徴収金としてそれぞれ計上してあります。骨密度検診、がん検診につきましては、40歳から69歳までの方、女性のがん検診、子宮頸がんにつきましては、20歳から69歳の方を対象に1人800円いただいて検診を行っております。それから、女性と子供の健康づくり事業につきましては、離乳食教室とか母親学級等の材料代の徴収金として200円いただいております。検診結果の事後指導につきましても、調理実習の材料代としていただいております。

続きまして、歳出なのですけれども、96、97ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生費総務費としまして、救急医療、夜間診療、休日診療体制の充実ということで、6,300万1,976円の支出になっております。主な歳出は、邑楽館林医療事務組合の負担金といたしまして、6,245万5,000円の歳出となっております。これにつきましては、身近なところで高度な医療が受けられる、それから館林邑楽救急医療対策負担金といたしまして47万2,000円の歳出があるのですけれども、これにつきましても休日とか夜間、そういったときにお医者さんにかかるための負担金といたしまして負担しております。

次に、一般経費としまして24万4,705円です。これにつきましては、公用車の燃料費とか修繕代、それから健康管理システムが昨年、年度途中からですが、入りましたので、その使用料等になっております。

続きまして、98、99ページをお願いいたします。こちらにつきましては、住民健診事業で773万9,779円の歳出です。主な支出では、健診の委託料といたしまして646万5,994円の支出です。内容につきましては、健康づくり事業の一環といたしまして、20代、若いときから健診に、健康に関心を持っていただきたいということで、町の事業といたしまして20代、30代健診、それから歳入のところで申し上げました健康増進事業に基づきます歯の検診であったり、骨密度の検診であったり、肝炎検査、それから町のやはり事業ですが、結核検診等を行って、生活習慣病の予防であったり、結核の感染対策のために行っております。

続きまして、がん検診事業の費用といたしまして、1,688万747円の歳出です。やはりこちらも主な歳出はがん検診の委託料ということになります。1,661万9,254円の歳出です。やはり内容につきましては、ここで言いますがん検診は町単独で行っているがん検診になっております。歳入のところでありました補助事業につきましては、後ほど申し上げたいと思います。こちらでは、子宮頸がん検診、それから乳がん検診、大腸がん、胃がん検診、やはり町単独検診ですが、前立腺がん検診等を行っております。

それから、続きまして、妊婦・乳幼児健康診査事業といたしまして968万556円の歳出です。主な歳出につきましては、妊婦健康診査委託料といたしまして665万2,780円の歳出です。これは、妊婦さん延べ977人の方に対して助成を行いました。

それから、デジタルベビースケールの購入費なのですけれども、これで92万円です。こちらにつきましては、乳児の身長と体重計が1回ではかれる体重、身長の測定器になっております。今まで使っていたのが20年来使っていましたので、それがちょっと精度的に問題があるということでしたので、昨年購入いたしました。続きまして、健診結果の事後指導といたしまして、12万6,700円の支出です。こちらにつきましては、20代、30代健診、それから国民健康保険のほうで行っております特定健診、それから後期高齢のほうで行っており

まず後期高齢者健診の受診者を対象といたしまして結果説明会を行っております。来所者につきましては年々増加傾向で、昨年度につきましては165名の参加がありました。そのほかに健診の結果の事後として糖尿病予防教室であったり、骨粗鬆症予防教室等を行っております。

続きまして、予防接種事業ですが、1,988万6,366円の歳出です。やはり歳出の主なものは予防接種の委託料となっております。麻疹、はしかとか風疹の予防接種としまして、211人のお子さんに対して231万6,900円の歳出です。日本脳炎ですが、こちらは3歳から7歳半、それから9歳から13歳未満と。平成17年からやはり日本脳炎のほうで予防接種の事故がありましてちょっと見合わせていた時期がありましたので、昨年度から積極的に勧奨して接種をしましょうということで、延べ555人のお子さんに接種を行いまして、385万9,600円の支出でございました。

それから、高齢者のインフルエンザの接種委託料といたしまして760万800円の歳出です。接種者につきましては、2,538人の方が接種を行いました。

それから、風疹の予防接種助成金なのですが、これも昨年大人に風疹が発症が見られたということで、妊婦さんを保護しようということで助成金制度を設けました。それで、36人の方が接種を受けまして、17万4,000円の支出でございます。

続きまして、女性と子供の健康づくり事業といたしまして179万417円の歳出がありました。やはりこれにつきましては歳出の主なものは報償金になりますが、この中から母子保健推進員さんという方が各地区から出ておりますので、その方への報償費であったり、消耗品といたしましてはここからブックスタートの絵本の購入代等が支払われております。

続きまして、100ページ、101ページのほうをお願いいたします。食生活改善推進事業といたしまして20万6,364円の歳出がありました。これにつきましては、食生活改善推進員の方が地区においてばらつきがあるのですが、東西南北におりまして、その方たちが活動を行うものとなっております。

それから、さらに丸が5番目のがん検診推進事業（補助）となっておりますが、381万399円の歳出です。歳入のところで申し上げましたががん検診ですが、これにつきましてはやはり主な歳出は検診の委託料ということで、262万6,736円の歳出です。女性を対象としました子宮頸がん検診として20歳から40歳、5歳刻みの方396人の方に通知をしまして116人の受診者、それから乳がんにつきましては40歳から60歳の方、5歳刻みで534人の方に通知をしまして206人の方の受診者が見られました。大腸がんにつきましては、40から60歳のやはり5歳刻みで1,095人の方に通知をいたしまして223人の受診者数となっております。

それから、補助事業で、事業が終わらなくてももう歳入が見込まれて過年度のがん検診推進事業の国庫返還金で、24年度事業につきまして昨年度29万1,000円返還をいたしました。

それから、町の主要事業に入っております子宮頸がんワクチン接種事業なのですが、これも昨年から定期予防接種となり、町の責任で行っております。事業費といたしましては、807万7,027円の歳出です。事業内容としましては、ヒブワクチン、それから子供の小児肺炎球菌、予防接種をすることで感染を防いで死亡であったり、重い後遺症を予防するというで行っております。それから、子宮頸がんワクチンにつきましては、接種後の副反応が強いということから、昨年6月に厚生労働省のほうから通知がありまして、積極的な勧奨を見合わせているところです。でも、昨年子宮頸がんにつきましても延べ31人の方が接種をされました。それから、ヒブワクチンにつきましては、延べで379人の方が接種を受けまして、340万4,920円の歳出で

す。肺炎球菌につきましても、延べ368人の方に接種を行いまして、417万7,998円の歳出となっております。

続きまして、特定不妊治療費の助成事業ですが、69万2,038円の歳出となっております。こちらは、子供を授からないご夫婦に対して10万円を上限に治療費の2分の1を助成するという事で経済的な負担を図ることを目的に行っております。昨年度は9件の申請があり、助成をいたしました。

続きまして、102ページ、103ページお願いいたします。4項の保健センター費なのですが、保健センターの管理運営事業といたしまして200万1,577円の歳出がありました。こちらにつきましては、保健センターの冷暖房の灯油であったり、施設の修繕とか各設備機器の保守、点検の委託料となっております。

保健センターは以上で終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

延山委員。

○委員（延山宗一君） それでは、住民健診事業についてお伺いをしたいと思います。

この住民健診なのですけれども、この資料も見させていただいた中で、女性特有の検診と、また一般の検診があります。これ毎年のことなのですけれども、受診率が低いといえますかね、なかなか思うようにかかってくる人が少ない。特に女性のことは非常に大事なのですけれども、20代、30代の住民健診しても12%ですか、また特に歯周病なんていいますとこれは男性、女性かわらず非常に大事、肝臓疾患にも至っていくということの大事なところであっても7.8%、そういうふうに。あと、骨密度もそう。結核は、比較的もう参加するとそこでレントゲンを受けるということで、半分、半数近くの方はその検診を受けてくれるのですけれども、いずれにしてもせっかくやるに当たってなかなか受診率が低いということなのですけれども、一生懸命取り組んでいる状況は理解できるのですけれども、どんなふうに、少しでも改善を図るという意味で考えますと、せっかく予算をとって決裁されているわけなのですけれども、大事なことかなと思うのですけれども、まずその辺についてお伺いをしたいと思います。

○委員長（荻野美友君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 延山議員さんがおっしゃるように、なかなか受診率の増加が見込めないというのが現状であるのですけれども、こちら側もなるべく受診率を上げられるような方策を考えているのですけれども、なかなか。今回、今年度なのですけれども、今25年度の話をしているので、26年度のことを言うのはちょっとどうかと思うのですが、ちょっと今年度胃がん検診の通知を今皆さんにお配りしたのですが、その中でちょっと町の健診を受けない方はご連絡を下さいなんていう方策もとってみました。そうしましたら、職場で健診を受けていますとか、病院で受けていますとか、そういった回答が200人近くの方から得られているので、町の健診は受けられなくても、職場であったり、病院であったり、何らかの形で受診を受けている方もいらっしゃるのかなとは思いますが。

○委員長（荻野美友君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） そうすると、自分の意思を200人近くの方があらわしてくれたって非常にいいことかなと思うのですけれども、そういうのをプラスするともっと、その方が確かに行った、行かない、それは把握できないかとは思っているのですけれども、受診率も上がるのかなと思っています。

あと一つは、調査項目というのですか、疾患の項目の少なさといえますか、25年度、26年か、26年度に関

しては尿酸が入りましたよね。男性だと非常に尿酸の数字は大事だと。テレビのコマーシャルでもプリン体ゼロというような飲み物等もコマーシャルもしているのですけれども、そうすると、では今までは尿酸の数字は出なかったと。あれ、今度は尿酸が出ているよ、数字が出たよということで確認できるのですけれども、そういうふうな意味だとせっかく町でやっている健診も一般の開業医なりなんなりで細かな数字も見たいなという人は町の健診に行かないで、その開業医のほうに行って採血をして血液検査をするという方も多いのかなと思うのです。そうしますと、今回尿酸が入ったということになると、やはり項目といいますか、その疾患を確認するに数字であらわすのにやはりお金もかかるのかなと思うのですけれども、1項目増やすことによってどのぐらいの予算はかかるわけなのですか。

○委員長（荻野美友君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 済みません、ちょっと今予算書……そうですね。大体検査の委託料が110円。2,000人受けたとしまして、約24万円ぐらいでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） そうすると、その項目を調べるに当たっては、例えばこういうのを調べてもらいたいとか、これはいいのではないと、そういうふうなデータの把握云々ではなくて、こちらから、ではこの項目を1項目100円、200円ですかね、110円かかるわけなののですけれども、その検査項目によつての単価の違いというのもこれ出てきますか。

○委員長（荻野美友君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 済みません、ちょっとその単価の……済みません、ちょっと。

[何事か言う人あり]

○健康推進係長（松村愛子さん） はい。特定健診になってしまいますと、もう肝臓とか、コレステロールとか、そういったものは込み込みになってしまって6,500円ということになっています。血糖検査などを含めて。あとは、選択として貧血検査というと220円とかという内容になっているのですけれども。

○委員長（荻野美友君） では、延山委員。

○委員（延山宗一君） 項目を増やすとやはり25万円全体からするとかかるということは経費もかかるのですけれども、受診者が望むのは例えばどういう数字かということもやはり大事な事かなと思うのです。やはりそこらも把握しながら、その検査項目のプラスということも考えていくべきかなと思う。

それともう一つなののですけれども、非常に住民健診の場合は待ち時間が長いということを聞いております。今年自分も受診したときに、待合室の間診のところ非常に時間がかかるということで、2階なののですけれども、そこへ50脚ぐらい椅子があるのかな、座り切れなくて外で待っていると。最終的に1時間半待っていたということなののですけれども、せっかく割り振りされた時間の中で非常にこの時間ならいいのかなということであるわけ。非常に受診のできる時間が短いということです。例えば10時から11時半までとかと。例えば、今年は何時ごろだったか、非常にしまいの時間も早い。だから、あと30分延ばしてくれればまだいいのかなということなののですけれども、11時までだったかな、非常に短い時間。そうすると集中する。集中するということはやはり待たなければならないということなののですけれども。そうすると、間診の先生が2人でやってくれたのですけれども、一体何でこんなにかかるのと言ったら、先生によっては若干時間かける人とかけない人がいるので、今日はちょっと長いみたいねという話はしていたのですけれども、そうなればやは

り3人で対応してくれるとか、また日にちをもう少し延ばしていくとかしないとだんだん、だんだんやはり行くのがおっくうになってしまうというか、待ち時間が長過ぎることによって受診率が低いということも一つの要因になるのかな、そんな気もいたしますけれども。

○委員長（荻野美友君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 済みません、今年は確かに議員さんがいらっしゃったときに本当にも長くてご迷惑をおかけしたと思います。その辺につきましては、ちょっとまた健診機関のほうとも対応については検討をしていきたいと思います。

○委員長（荻野美友君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 戸数の多い行政区と戸数の少ない行政区を合わせてその日にちのとり方をしているのかなと思うのですが、昨年のデータというか、やはり戸数は多くても例えばドックなり、また高齢者としての対応をしていく、例えば住民健診は欠席だということもあるし、逆に戸数多い、少ないよりもやはり昨年の状況を見ながら割り振りもしなくてはならないのかな。いずれにしても、日にちを若干多くとることかなと。いつもこんなに混んでいるのではないよ、その年、その日によって、またそのときによって随分波もあるのかなとは理解はします。そこら辺のところも加味しながら割り振りをしていただければなという気もいたしますけれども、今後十分その辺のところも踏まえてお願いしたいと思います。

○委員長（荻野美友君） ほかに。ほかにありませんか。

秋山委員。

○委員（秋山豊子さん） 紙おむつ事業についてちょっとお聞きしたいのですが、在宅の方で要介護者の高齢者に紙おむつを給付ということで、対象者が174人ですか、いる。そして、紙おむつの給付券を支給していますよということで、それは給付券で町で交換をするのでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（荻野美友君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） 今秋山議員さんからあった質問なのですが、これは本当に1枚4,000円の給付券を基本的に3枚で1万2,000円分を給付しまして、今町内でそれを持って直接業者のほうに購入をしていただいているのです。今町のほうと契約しています業者がジャストさん、あとコメリさん、あとセイムスさん、あと北地区で山口洋品店なのですが、さんの4軒と契約しておりまして、その店舗でしたらその4,000円の券が使えるということになっております。

○委員長（荻野美友君） 秋山委員。

○委員（秋山豊子さん） それならよかったなと思いました。やはり町内見回しても薬局はちょっと少ないですね。でも、そういうところでもその利用券で引きかえができるということで、利用者の方もきっと便利にお使いになっているかなと思うのです。

では、それに対してこうしてもらいたいなんていう、そういう質問というか、要望というか、そういうものはありますか。その利用者の方から。

○委員長（荻野美友君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） 今のところ、一時ぶんぶく堂さんがやめてしまいまして、山口洋品店とジャスト2店舗になってしまうということでちょっと危惧したのですが、その後コメリさんとセイムスさん

ができて、今のところ町民の方から不便だとか、そういったことの見解は特に直接、あと民生委員さんを通して今のところはありません。

○委員長（荻野美友君） 秋山委員。

○委員（秋山豊子さん） そうしますと、いろいろ紙おむつにも形状がありますよね。では、そういうのを大体その方が自分で合った形状のおむつをお買いになっていると思うのですけれども、大体そのお店でそういうのを用意をしておいてくれているというか、そういうので利用者の方からは余り要望等はないですよということよろしいですか。

○委員長（荻野美友君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） 業者につきましても、お客様の要望のおむつをそろえているみたいで、おむつ券なのですが、紙のはかせるおむつでも、あと普通のおむつでも、あと尿取りパット等も使えるようになっておりますので、そこら辺も業者と契約の際に確認して、お客さんが行ったときに店からの説明もあるということで、特に不満が出ていないと思います。

以上です。

○委員長（荻野美友君） ほかに。

荒井委員。

○委員（荒井英世君） 介護予防の関係なのですが、地域支援事業、この一次予防と二次予防の関係なのですが、これ要介護状態、要支援状態になる前の一つの事業ということですのでごく大切な事業だと思うのですが、この事務事業評価、これ見ますと、まず二次予防事業なのですが、25年度、これ対象者数が877名、事業参加率、これが14.9なのですよ。その下の一次予防なのですが、これが事業実施回数が59回、24年から比べて回数も増えているのですけれども、1回当たりの参加者数、これが24名ということで若干減っているのですけれども、特にこの一次予防の関係なんかなのですが、これ例えばもう少し参加者、それが当然多くなったのいいと思うのですけれども、この辺の例えばなかなか増えないという原因というか、要因というか、何だと思えますか。

○委員長（荻野美友君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） 一次予防が増えない要因ということよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

○介護高齢係長（小野寺雅明君） そうしますと、教室等の数につきましてはおおむねやっております、あとは平成25年度につきましては一次予防というか、元気な人のお年寄りを対象にしました新しい教室等もやっているのですが、どちらかというに参加延べ人数で言うと結構出ているのですか、実際の参加者となると同じ人が結構何回も来てもらっているということで人数がそれほど伸びていないような形にはなっているのですが、いつもやっている教室については大体募集人数近くは来てまして、認知症に関する教室とか、そういうふうになってきますともう大勢の方が集まってきているような状態にはなっています。ちょっとこの事務事業評価も参加率といっても、あと二次予防事業の参加率が14.9なのですが、これにつきましても実際800人もいる中で絞って300人ぐらいの方に通知を出して、その中で参加をということでやっておりますので、やはり町のやっている事業だけでは全ての方が参加するのは難しいのかなというふう実感しております。

以上です。

○委員長（荻野美友君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） 取り組みの関係なのですけれども、この決算書からちょっと判断します。例えば一次予防ですけれども、地域サロンに支援事業という形で補助金出していますよね。地域サロン。これが今町内で11カ所でしたっけ。基本的に例えば地域サロンのほうに、そこを主体にこういう一次活動の予防事業をやっているのか。それ以外にもあると思うのですが、どの辺に主体的にやっているのですか。

○委員長（荻野美友君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） とりあえず一次予防事業ということで地域サロンをやっているということではないのですが、地域サロンにつきましては11カ所ありまして、1カ月に1度なり集まってやっています、そこが、うちのほうとしてはメニューをつくってありまして、そのメニューの中から例えばこういったことをやってほしいと言うと、お金のかかる、業者に委託してある音楽教室とか、そういうのにつきましては1年に1回、そのほかに職員が行ったりできるものにつきましては制限なく要望してもらえれば、あとはミモザ荘のほうでサロンが開催されるときに在宅支援センターということで委託もしてありますので、その職員が行って体操教室をやったりとかはしております。それなので、町直轄ではないのですが、そういったこともやっております。

○委員長（荻野美友君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） その職員が行っているというの、出前講座みたいに例えば行政区から何か依頼があって、それで行っているという形。

○委員長（荻野美友君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） はい。同じような形で、サロンから依頼がありますと職員が行きます。あとは、ミモザのほうに依頼がありますとミモザの職員が行って体操とかも教えております。

○委員長（荻野美友君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） 例えばですけれども、サロンとかミモザもありますけれども、こちらから例えば各行政区に積極的に入っていくというのは。今度いろんな形、あと……

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） 今まさにこの間からずっと一般質問も通して、今までの形の反省として、やるべきことはずっともう行政としてはやっているのだけれども、何が足りないかと。足りないことを補うことは、役場の人、職員が出ていくという基本ラインがどうしても出ますから、相当な負担になる場合もあるのだけれども、とりあえずはそういう姿勢を持たなければ、幾ら口で言って物を配布してもやはり呼べど応えずという形ですから、それをやってみようというのが基本的なスタンスと。だから、まさに考えていけばだつてそうなるのです。だから、そのような方向で、初年度から果たして大々的にどれだけ体系的にできるかどうかも。だから、今までは希望があればだつたですけれども、何月におたくの行政区でこれをやっていただけますかという例えばこちらからの呼びかけをしていくということあるいはこの3つの中からどれか1つ選んで、月に1回いつごろでもよろしいですが、寄せていただけますかという、そういう姿勢でもしなければ、結局はもう今打つ手がないのです。例えば先ほどの受診率とか、全てにおいて。だから、受診率を上げようと、あるいはこういった問題も含めてぜひ議員さんからもこういうふうになれば上がるという方法があれば

ご指導いただきたいというのはもう常々申し上げているとおりでございます。

○委員長（荻野美友君） いいですか。

ほかに。どなたかありませんか。

[「もうちょっとつけ加えるかな」と言う人あり]

○委員長（荻野美友君） では、とりあえず青木委員。

○委員（青木秀夫君） 福祉医療に、ちょっと仕組み聞きたいのですけれども、これはここでいいのだよね。福祉課ではないよね。福祉医療の仕組みというか、流れね。ちょっと説明いただけます。

○委員長（荻野美友君） 高橋係長。

○保険医療係長（高橋徳男君） 福祉医療なのですけれども、板倉で一番多いのは例えば県外ですかね、県外で申請をしていただいたものをまずは自己負担していただいて、その領収書を持ってきていただいてそれを払うというケースが板倉は多いのです。福祉医療ってご存じのとおり、子供が生まれますと赤い福祉医療の受給者証があるのですけれども、それを持ってきていただくと無料という形になるのですけれども、こちら無料請求出させていただきますと、その部分が病院のほうから連合会を通じてうちのほうに請求書が来るような形でございます。それを実際は払いまして、それに対して実績を申請することで負担金、補助金でうちのほうにその部分が返ってくるという形でございます。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 対象者は、まず。

○委員長（荻野美友君） 落合課長。

○健康介護課長（落合 均君） 福祉医療は、群馬県の県の単独の医療費の助成事業でございます。そういったもので、基本的には2分の1県のほうが補助、2分の1町が負担という形でやっておりまして、今係長が申し上げたのは群馬県の制度なものですから、県内のお医者さんにかかる場合は保険診療分については窓口でお支払いいただかないで受診いただけるという制度です。対象者につきましては、お子さんが中学生まで、それと重度心身障害者ということで身障の手帳の1、2級とか、障害者年金の1級を受給されている方、それとその方が75歳になりまして後期高齢のほうに移行しますと高齢重度障害者という分類に移ります。それと、母子家庭、父子家庭と、あと父母がいらっしゃらないお子さんについても対象となりますが、そちらが対象ということでございます。母子、父子家庭につきましては、ここで一部町単独の事業部分が出てまいりまして、県の補助事業につきましては補助対象は所得税が非課税の世帯について県が負担ということなのですが、所得税が実際課税されているお宅については町のほうの単独事業で同様に補助を受けていただくということ……

[「生活保護者は」と言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） 生活保護は、基本的には医療扶助のほうということで、生活保護のほうでお医者さんにはかかっていただけますので、対象外になります。福祉医療と。

[何事か言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） はい、そうです。生活保護のほうで医療券というものを……

[何事か言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） はい、そうです。除かれています。生活保護のほうで対応となります。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 生活保護の方は、どういう仕組みで医療補助を受けられるのですか。補助というか、生活保護の人は無料でしょう。その方はどういう仕組みでこれかかるのですか。

○委員長（荻野美友君） 落合課長。

○健康介護課長（落合 均君） 直接の担当は福祉課のほうになりますが、基本的には保護を受けていらっしゃる方がまず窓口にお越しただいて、どこのお医者さんにかかりますということをお話をお伺いして、医療券、受診券的なものなのですが、それをご家族もしくはご本人にお渡ししまして、その券をお持ちただいて医療機関で受診をいただくという形になります。それで、その請求が県のほうに行くような形になります。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 保険、国保とはちょっとずれてしまうみたいですけども。生活保護者が医療にかかる場合は、ではその都度それを、券を家族ごとではなくて、その家族の中のある人がどこかの医療機関にかかる場合にその申請に結果行くわけか。受診したいのですけれどもという何か許可書みたいなのもらいに来て、それでいったん役場へ来てから医者へ行かなくてはならないわけだ。そういう仕組みなの。

○委員長（荻野美友君） 落合課長。

○健康介護課長（落合 均君） 私もちっと福祉に何年か異動してあれですが、今もそういった形でその受診にいらっしゃる前に窓口のほうにお越しただいて受診券、医療券ですか、紙で複写になっているものなのですが、それをお持ちただいてという形になります。ですから、その受診のたびごとにお越しただくような形になっています。

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） では、もう一回。それ受診のたび、初診受けるときけではなくて、2回、3回続けて行く場合はその都度来るわけ。

○委員長（荻野美友君） 落合課長。

○健康介護課長（落合 均君） 初診のたびごとかなという感じはいたします。ちょっと福祉課のほうで確認してみないとですが。

○委員（青木秀夫君） というのは、私が聞いたのはえらく生活保護者の方の医療費が膨大に、何か生活保護費で本人に払うお金よりも生活保護者の医療費のほうが多いのだというのだよね。だから、それをトータルで生活保護費が高い、高いって言っているのだけれども、実際は医療費のほうが高いのだということをよく言われているので、この話かなと思ってちょっと勘違いして、わからなかったので聞いてみたので。この福祉医療というのは、県が5,400万円負担して、半分町が負担して、それで子供、中学生までの医療費と、あとはさっき言ったいろいろな障害持っている人とか、それでこの話も何かよくテレビなんかに出ているのだけれども、75歳までは福祉医療を適用されるけれども、75になると後期高齢者になって、何かこれ福祉医療の方は無料なのでしょう。75歳になると有料になってしまって、何か……

[「65歳」と言う人あり]

○委員（青木秀夫君） 75だよ、後期高齢で入るのはね。さっき言ったように。75になると今度福祉医療を受けられなくなってしまうわけね。何かこれ不合理なのではないかなんていって言っているけれども、こ

これは国の制度だからしょうがないでしょうけれども、そういうのが現実なわけね。その障害を持っている方が75歳まではこの福祉医療を受けられるけれども、75になると福祉医療から今度後期高齢者の医療保険にシフトして、今度有料になってしまうのだよ。個人負担かかるのだとかという。そういうことは現実あるのですか。

○委員長（荻野美友君） 高橋係長。

○保険医療係長（高橋徳男君） 一応うちのほうで高齢者、後期高齢の方で重度の障害を持っている方については福祉医療が該当するという形で、今現在だと128人実際いらっしゃいます。

[何事か言う人あり]

○保険医療係長（高橋徳男君） はい、板倉町で。26年3月末ですけれども、後期高齢の方で、高齢の重度の方で128人いらっしゃいます。

[何事か言う人あり]

○保険医療係長（高橋徳男君） はい。

○委員長（荻野美友君） いいですか。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時35分といたします。

休 憩 （午後 2時21分）

再 開 （午後 2時33分）

○委員長（荻野美友君） 再開いたします。

先ほどの青木委員の質問に対して課長が答弁するそうです。

落合課長。

○健康介護課長（落合 均君） 先ほどの青木委員さんからのご質問ございました生活保護の方がお医者さんにかかる際の手続という関係なのですが、確認させていただきました。基本的には、月ごとに医療券という形で役場にお越しただいて手続をしていただくという。同じ月で同じお医者さんに複数かかる場合は、その月であれば2回目以降は医療券は必要ないと。同じお医者さんにまた翌月かかる場合はまた申請をいただく形だということでございます。

[何事か言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） はい、そうですね。同じ月でも別のお医者さん、医療機関が変わるたびに。かわりますとまた申請をいただくという。

[何事か言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） かかる場合はですね、はい。医療機関が変わる場合は、やはりまた同じように……

[何事か言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） そうですね、はい。

[何事か言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） そうですね、はい。

[「月に1回」と言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） はい、月1回ということでございました。

[「不便だね」と言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） はい。そういうことでございましたので、よろしく願いいたします。

○委員長（荻野美友君） では、ほかに質疑ありませんか。

市川委員。

○委員（市川初江さん） では、よろしく願いします。

33ページなのですけれども、上のほうで備考欄の家族介護支援事業についてでございますけれども……

[「どこの33」と言う人あり]

○委員（市川初江さん） だから、歳入歳出決算書。

[「この緑色のところ言ってください」と言う人あり]

○委員（市川初江さん） 介護ですね。

[「介護」と言う人あり]

○委員（市川初江さん） 青いほうだから、介護ということで。ごめんなさい、その33ページです。

家族介護支援事業なのですけれども、先ほどの何か説明ちょっと聞いていましたら、要介護の4、5が128人とかとおっしゃってましたよね。私の聞き間違いかな。それはいいのですけれども、ここで見ますと在宅介護している人が30人ということですが、25、26、27はまだですけれども、30人ということになっておりますけれども、これはみんなショートステイだとかデイサービスとか少し利用、ここにいろいろ規約が書いてございますけれども、年間で100日未満ということですか、これ。100日未満外でショートステイやいろいろ見ていただいて、その100日以外に自宅で在宅介護している場合8万円ということなのですか。

○委員長（荻野美友君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） そうしますと、今見ていただいているのが、実際は30人というのが26年度の予定で、25年度は29人ということで事務事業評価のほうに。

○委員（市川初江さん） 25年度はね。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） はい。

○委員（市川初江さん） はい、そうですね。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） 内容としましては、10万円が3人、8万円が26人の29人となっています。この慰労金の支給要件ですが、まず10月1日を基準といたしまして、65歳以上の要介護4、5の状態が1年以上続いていまして、在宅を離れた期間が100日を超えない方について8万円を支給を……を超えない人を介護している人に8万円を。

[何事か言う人あり]

○介護高齢係長（小野寺雅明君） ではなくて、1回。年8万円です。

○委員（市川初江さん） 年8万円ね。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） 年8万円です。10万円という方につきましては、今言った要件プラス町民税が非課税であって、在宅を離れた期間が100ではなくて1週間以内の方につきましては10万円ということですので、ですから、デイサービスとかも行っている方も大丈夫なのですけれども、100日を超えてしまったりするともらえなかったり。

○委員（市川初江さん） もらえないということね。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） ショートステイも、はい。ということです。

○委員長（荻野美友君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） これからは、もう介護保険制度って国のほうも在宅介護に比重を置いているようでございますけれども、やはり介護をされる側は自宅で介護されるのが一番いいのだと思うのです。介護するほうは大変でございますけれども、やはり私たちも行く道でございますので、こういう介護の仕方が自然で、当人にとって大変幸せなことであるのかなと思いますので、そういう介護のほうにもうちょっと力を入れて、8万円、10万円という決まっている金額なのでしょうけれども、在宅介護にもう少しお金をつけていただけたらもうちょっと在宅介護が増えるのかなという気もしますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） ここで要件にもあります要介護4、5という方につきましては、もうほとんど寝たきりで一日中ベッドで過ごすということで、見ている方ももう大変な思いはされていると思います。その家族の状況にもよると思うのですが、旦那さんが4とか5とかになって奥さんが元気でいればまたこういったことも可能だと思いますけれども、どちらか亡くなってしまって1人になっていて子供が見たりしている場合だとちょっと難しいのかなというのは。実際に29人というのもケアマネジャーにお願いをしまして日数とかも計算をしまして、100日以下の人を拾ってもらったりとかしております。あとは、介護を受けていない、サービスを受けていない人を拾ったりしてやっていますので、この金額が増えたとしてもちょっともう要介護4、5の方を自宅で見られるというのはよほど条件がいい人なのかというふうには思っています。

以上です。

○委員長（荻野美友君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） それでは、町には余りショートステイにも、いろいろそういう施設にお預けしないでずっと見ている方というのは一件もないのですか。

○委員長（荻野美友君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） そういう方もいます。旦那さんが寝たきりだけでも、農家とかで長男さんの手もかりられる、奥さんも元気だというふうにやっていたら、中には要介護を受けずにずっと亡くなるまで見るという方ももちろんいらっしゃいます。

○委員長（荻野美友君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） 例えばそのように連携プレーで在宅介護ができるおうちの方がいらっしゃるとして、全然そういう施設を利用しないとしても8万円になるね、非課税ではない場合は、8万円ということなのですね。そこら辺をちょっと考えて、全面的に見る場合はせめて10万円ぐらい上げるとか、もうそんな考えはどうでしょうかね。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） 今の問題は恐らく、例えば一番今議会の自分の考え方を述べた部分でもだんだん在宅を重視せざるを得なくなるだろうという国のいわゆる方向性も出ているのです。それに対して単独町がどういうふうに行っていくかというのはこれからの課題ではあるのですけれども、今指摘のようにね。介護保

険が年々、年々いわゆる大きくなって自治体の負担を圧迫、国の財政も圧迫するようになるわけですから、一番そういう意味では無理のない形での在宅介護、その在宅介護はある意味では犠牲を伴うわけです。働けないとかね、介護する側は。だから、それに対してどれだけの手当てをしていくかということも含めて多分これから議論にもなっていくのだらうと思っています。だから、それらを注目しながら、町もとれる、例えば増額をどの程度必要であればすべきなのかというようなことも議会を通して議論をしていただいといる形もそう遠くはない時期に来るのではないかという感じも。ではないと、在宅介護が口では進めていて一番理想であっても現実論として広がらないとかね。政策的にも動いていくのではないのかなと。だから、まだ町はいずれにしても今言われて、では10万円を幾らにしますとかというのを早計には言えないところもあるのですが、時間をいただきたいなという感じはします。

○委員長（荻野美友君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） 町長のおっしゃるとおりかなと思います。やはりみんな私たちも行く道ですので、これは本当にお金の問題ではなくて心の問題だと思うのです。そういう意味では、時あるごとにその場、その場でそういう教育といいますかね、なるべく自分がそうなったらどうでしょうって、やはり在宅介護をしていただきたいですよということ、やはり教育を、教育していくという言い方がちょっとおかしいかもしれないけれども、お伝えして、そういう在宅介護が多くなるように進めていくということも大事だなと思いますので、その辺よろしく願いいたしたいと思います。

○町長（栗原 実君） 参考までに。死に方の論議の中で、昔は貧しい人がうちで死んだということなのですが、今はお金のない人は外で死ぬと。うちで死ぬということは今言った理想的な死に方ですから、お金もかかるあるいは精神力、体力、いろいろなものがかかるということで、一番典型的な例がお医者さんは昔は病院で死んだ。欲しい医療が全部受けられるから。お金があるから。今お医者さんの中で9割、8割以上は自宅であるいは自然、そういう意味での自宅での臨終を迎えると。それは相当ぜいたくなことだと今の時代は言われているのです。今、だからさっきちょっと言葉誤解をいただいは困るのだけれども、毎日毎日病院に払うお金を稼がなくてはならない人は稼ぐのが優先になりますから、どうしてもまた病院に預けてしまうという、そういうことみたいです。ですから、人間の今言った目指す形というのは今市川議員がおっしゃったような、やはりできればそういう形にということで、国もあるいは経済的な見地からだけでもそういう方向に動かざるを得ないというところに来ているのではないのでしょうかね。いろいろそういうことで研究はしてみます。

○委員（市川初江さん） お願いいたします。

以上で。

○委員長（荻野美友君） ほかに。

黒野委員。

○委員（黒野一郎君） 先ほど延山さんが話した保健センターの健診の関係で、これは要望だけで結構なのですが、やはり私もこの前最後の最後に、行政別の最後の最後の日に行ったのですが、ドアをあけたら人がいっぱい、椅子に座っていて、悪いことではないけれども、あれ、これ大変かな、何かあれなんて注目されてしまうのです。向こうも何か椅子に座っているから恐縮してしまうような感じで。やはり先ほど話があった時間が30分でも受け付けが長ければ違うと思うのですが、できれば玄関入ってお待ち

たせというのか、椅子に座っている方々恐らく、私は細かいものはやらなかったので、あの方々はいろいろやるので座っているのでしょうか、できれば別室とか、何か違うところとか、または海洋センターにテントもいろいろあるでしょうか、何か工夫していただいて、せっかく行って待たせる時間と、さらにはまたお互いがどうも恐縮してしまうような、そういう捉え方もしたものですから。

それから、レントゲンをいろいろと下で小さいテントというのか、ちっちゃいので、何かやっている先生方も暑くて、行く人も何かこう。ですから、何か違った形で、あるものを利用していただいて、テントも町には幾つもあるのでしょうか、組み立てするのも大変でしょうか、一発でできるものもテントありますから、そういう中で待ち時間等だとかお互いの中でやっていただければお互いにいい感じで帰られるのではないのかなと思うのですけれども、その辺ひとつよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（荻野美友君） 別にいいですね。

[「はい」と言う人あり]

○委員長（荻野美友君） では、ほかに。なければ締めたいと思いますけれども。

では、青木委員。

○委員（青木秀夫君） この25年度決算を見ますと、国保会計も介護保険も両方なのですけれども、そんなに増額というか、国保なんか逆にわずかであっても微減しているわけですが、今前期高齢者の中に団塊の世代なんてが突入して、大分高齢化率もだんだん高まっているのですけれども、今の見通しですと医療費の、板倉町がその推計はできないと思うのだけれども、一番国保の扱っている現場の感覚で、医療費も高どまりしているのか、この板倉町あたりでは。その辺の見通しどんなふうに見ているのですか。

○委員長（荻野美友君） 高橋係長。

○保険医療係長（高橋徳男君） 大変難しいところの回答になるかと思うのですけれども、実際高齢者になれば病院にかかるというのがそういった流れでいくのであれば、高齢者になれば病院に行く、おのずと医療費がかかってくるということも考えられるのですが、こちらで町のほうで考えているのはできれば病院にかからないような形で、未然に防ぐという形で地域包括支援センターと介護のほうで健康管理をやっていくということであれば多少医療のほうは抑えられるのが実際はいいのかなと思うのですが、そこで実際介護のほうの年齢で到達していくと、75歳以上の人は若干人数が極端に減る時期があるということなのです。減って、途中からまた75歳以上が増えていくという形ですので、どちらかといううちのほうの国保のほうの会計のほうで療養費見ると、74歳までの人というのはそんなに医療はかかっていないということも出るのですが、やはり高齢者になってくると病院に行って薬とかもらうことで自分の健康管理を維持しているという方が多いですので、逆に75歳以上の人は多いのですが、ではその人数が何人ピークが来るかという話になってくるうちのほうもちょっと計画つく……

[「いやいや、細かいことは」と言う人あり]

○保険医療係長（高橋徳男君） はい。

[何事か言う人あり]

○委員（青木秀夫君） 考えないで。

○保険医療係長（高橋徳男君） では、あの……

○委員（青木秀夫君） 例えば今年度は横ばいというか、若干減ったけれども、来年はまた5%増えるかもわからぬと。それはわからぬよね、病気のことだから。ただ、ここ何年か見ていると、そんなには何か右肩上がりで増えているということもなさそうだよ。高齢化は徐々に進んでいるわけだ。65歳以上の人口は確実に増えているわけだから、医療費もそれにスライドして増えるのかなと思うとそうでもなさそうだよ。その辺をどう見ているかということ。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） いよいよこれからではないのですか。我々が、私が団塊の世代の中核にいるのですけれども、我々から秋山さんぐらいの年代、名前出して恐縮ですけれども、今村議員さんとかここらが中核で、いよいよこれがお金のかかる時期へ来ているのですから。だから、この年代のというか、健康をできるだけ保つということになれば横ばいにもなるでしょうし。でも、国の見通しでは、やはりこの先介護関係、医療関係にはやはり抑制を何が何でもしなければという姿勢は強く出ていますからね。抑制の方向は薬価を下げるとか、診察料を下げるとかという方向と個人の健康を長引かせる、医者にかからないという方向というろいろ、在宅介護も進めていくというような方向と何本立てかになっているようですから。

〔「では、もう一回」と言う人あり〕

○委員長（荻野美友君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） では、今度介護保険のこと、会計のことを聞きたいのですが、介護保険はこの前1号保険者の介護保険料を引き上げたのから3年目でしたっけ、今年、2年目。

〔「3年」と言う人あり〕

○委員（青木秀夫君） 3年目。3年目で、一応予定は6年計画で立てているわけでしょう。3年ではないでしょうよ。前半の3年は、値上げしたから余るといった話だったのだよ。後半の3年は、その余った分を食い潰すから、6年後には収支とんとんにいくからという、そういう説明だったよ。3年なのだけれども、6年分を見通して値上げするのだから、そういう説明だったのだよ。前半の3年は多少貯金ができるかなと、基金を増やせるかなと、後半それ食い潰していくとちょうど6年後には収支とんとんになって、そこでまた考えるということなわけだけれども、今のところはそんなに介護保険料も、給付費もほとんど増えていないような感じですよ。それは、一番の原因はああいふミモザ荘みたいな施設が増えていないという。増えていないから、その入れない人たちがさっき言ったデイサービスとか、場合によってはそこにも行かないでうちで何とかみんなの、家族で頑張っているというような人がいるということでこれは上がらないのか。確かにあの施設が増えると1人300万円、400万円ってかかると、それに対する保険料かかるわけだから、もう30人も増えるとすぐあつという間に相当の金額になってしまうよね。だから、そういうことで増えていないのか、その辺どうなのですが、見通しはこれ。

○委員長（荻野美友君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） まさに青木委員さんが言うとおりで、介護の場合施設には限りがありまして、今のところミモザ荘は満床の状態、もうこれ以上入れないということで、施設の給付費については思ったよりも伸びてはいないのですけれども、反対に居宅のサービスというのでショートステイとかあるのですが、そういう人がそういう施設が1個できますとそこだけで年間1,000万円ぐらいは増えていくような形になっています。今ちょっと65歳以上の人口は着々と増えてはいるのですが、75歳以上の人口が26、27につ

いてはちょうど移ってくる人たちがちょっと減りまして、一時27年でちょっと減るのです。減って、またそこから少しずつ増えていくような形になっています。どこまで増えるかという、確かにピークは2035年ぐらい、2035年といいますと平成47年、あと20年ぐらい先が65歳以上がピークに達しまして、それから大体5年から10年かけて75歳以上が今度ピークに達してくるということで、板倉の場合はほかの都市部に比べては増える率は少ないのですが、着実に増えていくという。2040年ぐらいになっても今よか全然多いので、少しずつ減ってはいきますが、高齢化はずっとありまして、国立社会保障という人口問題研究所が出したのでは2040年には65歳以上が36.3になってしまうだろうという、もう3人に1人は65歳以上というふうな推計も出ているので、介護はそれなのでこー、二年については横ばいで、そこから少しずつまた増えていく。保険料のことなのですが、同じ制度のままいくのならきっとそのままの保険料でいけるというふうに思うのですが、また制度もいろいろと変わってきたりしますと、あとは板倉町の中に新しいサービスとかを取り入れることを考えたりしますと、一概に今と同じでいくかどうかというのはまたこれから検討をしていきたいというふうに思っています。

○委員長（荻野美友君） もう一つ。

○委員（青木秀夫君） では、その10年、20年先ではなくて、足元の今介護サービスを求めている待機者というのかな、そういう人というのは推計どのぐらいいるのですかね。それで、あれも水膨れして、あっちこっちへ顔出すから、申し込むから、実際よりはかなり多く見えるのだけれども、実質そこら辺何か水膨れした分ではなくて中身を推計するとどのぐらいいるのですかね。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） 推計をしますと、特別養護老人ホームということで、ミモザ荘なんかの施設で言いますと申請者が40人が待機者。

〔「板倉町」と言う人あり〕

○介護高齢係長（小野寺雅明君） 板倉町で。40人が待機者で、その中のAグループという緊急性を要するグループについては9人。9人のうちでも、中には病院とか、あとは老健というところに入っている人もいますので、在宅でAグループというのは5人ぐらいというふうに考えています。それなので、施設に関してはそれほど増やさなくても、板倉はミモザ80床ありますので、いいのかなというふうには考えています。5人ぐらいかなという。本当に緊急。

○委員長（荻野美友君） では、最後ということで。

○委員（青木秀夫君） はい。本当に困っている人というのは5人ぐらいと。あとの人は、何かその代替と言ってはなんだけれども、いろんな何と言ったっけ、今、老健施設とか、そういうところに入所していたり、あるいは自宅からデイサービスに行っていたり、それでしのいでいると言ってはならぬけれども、そういう人ね。では、それほどはいないのだ。だけれども、深刻な人も五、六人はいるのだ。その人は、空きが出るまでは、いつの日かあくまで待っていなくてはならないのだけれども、そういうのが現実なのですか。

○委員長（荻野美友君） 小野寺係長。

○介護高齢係長（小野寺雅明君） この5人がどうかというと、実際在宅ということでショートステイとかでロングで1年も入っている人もいますので、必ずしも家で待っているというのとは違うと思います。この申込者のうちでも、もう有料老人ホームとかに入っているけれども、経費の面で申し込んでいるとか、そういう人もいますので、緊急を要する、在宅が5人というふうになっていますが、実際またその中でも本当で

どうしても困っているという場合は役場に来ると思いますので、そこまでの人は、どうしてもしっかりや
っていけないという人まではいないのかなというふうに思っています。

○委員長（荻野美友君） よろしいですか。

今村委員。

○委員（今村好市君） 国民健康保険事業、前何回か広域化ということで、群馬県一本化ということで進ん
でいると思うのですが、最近そういう話がちょっと聞こえてこなくなってしまったので、その後どういう事
務レベルで検討されているのか、また何年ごろ具体的に広域化が実現するのか、その辺について願いま
す。

○委員長（荻野美友君） 落合課長。

○健康介護課長（落合 均君） 国保の広域化の関係につきましては、平成23年から国と地方の協議とい
うことで進んでおりまして、先月になります、8月にその中間報告というものが出ました。その中で、今回
9月定例会の総務文教のほうの所管事務調査の中で、委員会の報告ということで報告書のほうをお知らせさ
せていただいたのですが……

[「簡潔に」と言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） はい。財政運営は、国と都道府県と……

[何事か言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） はい、そうですね。目標といたしましては、平成29年度からの都道府県の
移行ということで進んでおります。財政運営は都道府県が担うと。市町村は、その都道府県が定めた分賦金、
国保税にかわるものですが、市町村ごとに分賦金を定めて、市町村がその分賦金を賄うものを保険者の方
から徴収させていただいて納付するという、そんな方法ということで検討のほうが進んでおります。その保険
料については、では標準的なものを示すか、そういった部分については今後さらに検討を進めていくとい
うことになっておりまして、そういったもろもろの部分の整理した中で、来年の1月に招集される国会のほう
に改正関係の法案のほうも提案されるというような、そんなスケジュールで進められております。

○委員長（荻野美友君） 今村委員。

○委員（今村好市君） では、平成29年度については、もう統廃合で広域化されるという今の目標年次でよ
ろしいですね。

それと、分賦金、これ細かいことはまだこれからなのでしょうけれども、では今の国保税という、町県民
税とか、そういう税金のほかに国保については税をもらっていますけれども、その税という個人もしくは世
帯が納める制度というのはなくなってくるのですか。それにかわる何かが出てくるのだと思うのですけれ
ども、その辺だけ。

○委員長（荻野美友君） 落合課長。

○健康介護課長（落合 均君） 市町村は、分賦金を賄うために必要となる保険料を被保険者に賦課しとい
うことになりますので。

[何事か言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） はい、そうですね。基本的には、国保税という形になるのか、それとも保
険料という形になるのか、その点も含めて検討されているのですが、形的には今までと同じような形で。た

だ、県内統一的な標準税率になるのか、それともやはり、今でこぼこがございまして、段階的に年数をかけて調整していくのかという部分も含めて……

[何事か言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） はい、今検討をされているところでございます。そういったことで、町のほうも昨年から町のほうの国保の運営協議会のほうで国保税の見直しについてということで提案、ご検討もいただいていたのですが、8月の国保の運営協議会の際に、こういった経過がございまして、もう先が29年度目標ということですので、仮に来年、再来年に国保税の見直しを行った場合もさらにこの分賦金を賄うために国保税の改正が必要になる場合もありますので、毎年毎年改正ということになりますと納税者の方に非常に混乱を招く、ご迷惑をおかけするという部分がございまして、今後の国、県の動向を見ながら町のほうも対応させていただきたいということでご説明をさせていただいております。

以上です。

○委員長（荻野美友君） よろしいですか。

秋山委員。

○委員（秋山豊子さん） 先ほど延山議員がおっしゃってました、住民健診に行ったらすごく人数が集まっていたという話なのですけれども、私の場合は健診の結果の事後指導のほうへ行きました。やはりもうすぐ来ていまして、並んでおりまして、なかなか番というのはもうほど遠いだろうなと思って、これだときっと1時間か1時間半ぐらい待つかななんて思いながらいましたら、その中であるご老人の方が、それが10時から10時半までの時間帯でしたね、そしたらもっと早くやってくれれば、家でテレビを見ていたのだと、それで10時になったから来たらこんなに混んでいるのでは何か考えろなんて言ってちょっとぶんぶんしていたのですよね。それで、私たちも待っていたのですけれども。そのとき私も思ったのは、やはり保健センターで今各家庭に1人ずつ封筒が配られます。今回の胃がんの検診もそうですけれども。今回の事後指導のところも何日の何時からやりますから来てくださいというのが張ってあったのですよね。そういう効果も出ていたのかなって思うのと、あとはやはり一人一人の方が住民健診、そういうことに気持ちを置いてきたという一つのあらわれかなというふうに思いました。先ほどあったように尿酸値なども今回ありまして、私もそういう家族にいたものですから、それが心配でやはり伺った次第なのですけれども。だから、本当に少しずつですけれども、そういう結果がやはり住民の皆さんにもあらわれてきているのかなと思いました。ただ、そのご老人がおっしゃった、もっと早く言ってくれればいいのにと言った、そのことはちょっとお考えいただけたらなというふうに思っております。いかがでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 済みませんでした。大変申しわけなかったです。年々本当にこの結果説明会が人数も増えてきて、去年よりも今年というので、本当に今年保健センターに100人も見えて、午前中だけで対応して、終わったら2時くらいになってしまって、待っていた人にお昼どうしましたと言ったら、一回帰って食べてきたよという方もいて、本当に、それではよかったと思って対応していたのですけれども、来年度につきましては今年のこういう状況を受けてもうちょっと日数も増やしてゆっくりできるような方法を考えていこうということを検討しているところなのですけれども、本当に申しわけありませんでした。

○委員長（荻野美友君） よろしいですか、秋山委員。

では、秋山委員。

○委員（秋山豊子さん） 保健師さんでしたよね。あれは町の保健師さんですか。

[「町の保健師です」と言う人あり]

○委員長（荻野美友君） よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○委員長（荻野美友君） 黒野委員、手挙げなかったですか。

[何事か言う人あり]

○委員長（荻野美友君） では、小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 事務事業評価、事業一覧ということでちょっと。先般も健康づくりということでいろいろ質問をさせていただいたり、ご提案をさせていただいたわけでございます。そういった中で、一つの事例として食改推の問題があったわけですが、この実態についてまずお伺いしたいと。25年度で活動回数が996回。これと食生活改善活動に参加した住民数1,760名。まず、この996回というイメージがよく湧かないのですけれども。まず、どういうことなのでしょう。

○委員長（荻野美友君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 私のほうもちょっとここのところを担当に確認をしたのですけれども、ふだんの活動に加えて例えば地域において1対1、個別で対応したときに、そのときに食事の話をしたということもカウントをしてここに計上したという。だから……

○委員（小森谷幸雄君） 365日ですよ。その3倍ですよ。

○健康推進係長（松村愛子さん） 職員……

[「延べだ、延べ」と言う人あり]

○健康推進係長（松村愛子さん） 延べ。

[何事か言う人あり]

○委員（小森谷幸雄君） いや、回数だよ。

○健康推進係長（松村愛子さん） 回数。延べ回数。

○委員（小森谷幸雄君） 回数。そんなにできるの。

○健康推進係長（松村愛子さん） はい。そういう……

[何事か言う人あり]

○健康推進係長（松村愛子さん） 30。34……

○委員（小森谷幸雄君） それで、30人が1回ずつやって30回と。例えば1日に。そういう計算するの。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） 食改推の活動実態は減少していると思っている。地区によってもいませんし。ただ、そういう位置づけにあるだけに、その成果は大きく見せたいみたいなのが多分あるのだろうと思っているのです。では、その成果とは何ぞやというと、最小範囲で言えば私が24区の食改推ですと、そういえばこの間の誰々ちゃんと行き会ったときにお食事大事にしたほうがいいですよ、脂肪は控え目にとか、そういうものも多分すくい上げて、俺も前にこれ同じような質問を現場でしたことあるのです。そしたら、ある意味ではそんなイメージだと思います。

〔「雑談も入っている」と言う人あり〕

○町長（栗原 実君） 雑談かどうかわからないよ。だって、本人がそういう活動したということ全部捉え上げて、それをカウントしているわけですから。

○委員長（荻野美友君） では、小森谷委員。

○委員（小森谷幸雄君） 済みません。将来的にこの制度がいいかどうかは別として、やはり先ほどの受診率の問題とか健康介護課で全てしようということもできないでしょうし、やはり地域との密着の中で町長が2月1日、来年宣言をされるでしょうけれども、その受け皿として地域の、よその自治体ですと健康増進員かな、補導員か、長野県だとね、いろいろ各自治体でそういった受け皿、地域との仲介役、そういったものを制度化されてきているという自治体があるわけです。そういった点で、これをさらに拡大をしていく。というのは、課題となっていた新たな食生活改善推進委員確保に向けて館林と連携した推進委員養成講座もやっていると。2名しか参加していないことなのですが、今後そういった方向性でも推進委員を拡充していくという方向性でいくの。館林さんと連携しているというのは、従来からこういった連携の中で改善を行っていたわけでしょうか。

○委員長（荻野美友君） 松村係長。

○健康推進係長（松村愛子さん） 健康大学というのがありまして、それを受講した人たちが食生活改善推進活動のほうに入っていくのですけれども、この大学を開くに当たって町単独で実施するにはなかなか人数も集まらないということもあって広域化で対応していたというところがあるのですが、それで館林などと連携を図ってやっていきたいということになっているのですけれども。

○委員長（荻野美友君） 栗原町長。

○町長（栗原 実君） 連携というような言葉が非常に響きがいいですからですけれども、私は連携をむしろせずに、連携をすると、それぞれの市と町の事情も違う、置かれている状況も違いますし、もうこの問題でも3年も5年もかかっているのです。なぜ食改推がいるところはいっぱいいて、いないところは全然ないみたいこと、見た感じの行事の内容を見てもいささかもう少し頑張っていたきたいところもあると。ただ、ボランティアだから、余り強くは言えないわけですが。そういう流れの中で、要は今までの考え方は県の決められたカリキュラムをこなして、それが健康大学という名前のもとで、それをした人にきり与えないという県の姿勢に追随をしてきた経緯があったから、結局は、最初は多分行政区に満遍なく1人、2人はいたのだと思うのですけれども、ああ、そんな面倒くさいもの、しかも手間暇かけてというようなことで受検者も減り、一定以上減ると県もいわゆる自治体としても人数集めも大変だしというようなことも含めて講習会もやってもらえないという、そういう悪循環に入っているわけですから、やはり食改推という名前を続けて使うかどうかという基本的な問題から、使うとすると、もう女性の中には非常に難しさがありまして、私が感ずるのに、例えば20年選手もいるのです。5年選手もいる。その後は全然ないということになって、新しい人が同じ食改推の人に、例えば同じ役割として入ってきたときに、縦の女性特……そういうふう言うと非常にセクハラ問題になるかもしれないけれども、あるのです。ですから、もしかしたらガラガラポンをして新しい名称をつけて、それが母子補導員でも健康何とかでもいいですけれども、各行政区に1人ないし2人例えば、それは一応今の個人的なあれですけれども、そういう形ででも町で一定の期間積極的にいろんな講習を受けていただくと。それとて口で言うのは簡単だけれども、出てこなければ始まりません

からね。出てきていただくのは、今の行政区の役員さんと同じように、極端に言うと三役と同じような位置づけをしながら、1人はやはり各行政区から健康的な問題、保健的な問題を要するに考える人を2年間なら2年間の任期で選んでいただきたいみたいなこと、多分これは2年ではなく四、五年になると思いますけれども、だって毎年毎年講習しているのでは大変ですからね、とか何かやはりそういう手だてを加えていかないと、外へ出ていくに対しても保健婦にかわるようないわゆる補助がいないと保健婦を幾ら採用してもやり切れなくなりますし、そういうこともおぼろげながら考えてはいるのですけれども、きっとそれらも含めて関係課ですり合わせをしながら協議をして、そういう何らかの組織も考えるということも言っていますから、期待をしながら見ているのですけれども、いずれにしてもだから白紙の状態で考え方的には出発するべきだという考え方を持っています。よろしいですか。

○委員長（荻野美友君） 小森谷委員、いいですか。

ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○閉会の宣告

○委員長（荻野美友君） 以上で健康介護課関係の審査を終了し、本日の委員会を閉会といたします。
大変お疲れさまでした。

閉 会 （午後 3時18分）